

## 第421回南国市議会定例会会議録

第2日 令和3年6月15日 火曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

### 欠席議員

なし

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次 長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

#### 議事日程

令和3年6月15日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

\*—————\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

\*—————\*

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、4月の人事異動により新しく管理職になられた方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶願います。藤宗保健福祉センター所長。

〔藤宗 歩保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 皆様おはようございます。

本年4月1日付で保健福祉センター所長を拝命いたしました藤宗歩でございます。本日は、貴重なお時間をいただき、発言の機会をいただきましたことを、土居議長をはじめ議員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

私ごとではございますが、市役所職員先輩として尊敬していた亡き夫の声が議場から流れてくることを長年心待ちにしておりましたが、その夢はついにはかないませんでした。代わりに今、私がここに登壇して発言させていただくことを感慨深く感じております。

就任早々、重大な責務を負う部署に配属され、緊張の日々を送っていますが、一日も早く希

望される市民の皆様にはワクチン接種ができますよう、センター職員一同、精いっぱい尽力させていただきます。コロナが収束し、平常な生活を取り戻した際には、従来の保健福祉センターの業務である母子保健や健診業務、これからの課題である高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、積極的に取り組んでまいりたいと思います。経験不足で御迷惑をおかけするかもしれませんが、議員の皆様には御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。本日は発言の機会を設けていただきまして、ありがとうございました。（拍手）

＊

### 一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） おはようございます。

久しぶりにくじを引いたら1番を当てましたので、宝くじを買おうかと思いましたが、それより大事なものがあるということで、それはやめました。私も大分年だけは重ねまして、私がこの発言席に向かう足取りを皆さん方が心配そうに眺めておられるのが、私も分かります。足が引っかかって転ぶときもたまにありますので、注意して生活をしておる、そんな年になりました。振り返ってみますと、小笠原市長さんが最初やったかな。胸を借りて、この議場で発言を、一般質問を始めたことを思い起こします。今も胸を借るつもりで、こちらが一生懸命やれば、もうちょっと市長たちも緊張感があると思いますが、こっちもやっぱりなめちゅうというか、だらだら緊張感が緩んでおりますので、私がこの席に立ってもあまりびりっとしませんろう。これ、どんな質問が出るやろって。やっぱりこっちも必死になるという態度が必要だと思います。久しぶりに全体的に質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私が通告してありますのは3点ですが、1点目が市長の政治姿勢、そして都市計画法の問題について、農業の問題についてであります。

まず、政治姿勢につきましては、DHC、正式な会社名、分かりませんが、DHC食品ですか、健康食品ですか、との協定をいち早く南国市がやりましたが、いろいろ問題点を指摘をして、これも南国市がいち早くDHCとの協定を解消に至りました。間違いに気づいて、もうこれは駄目だということで、解消に至ったわけですが、この連携協定解消についてお聞きをしたいと思います。

地方自治体が、違法であるヘイトスピーチを公然と行う企業と連携をすることはあつてはな

らないということで、指摘をいたしまして、そして南国市が連携協定を廃棄をするという通告に至りました。これは全国でも早く取り組んだということで、高く評価されることだと思います。その後、報道によりますと、DHCにイオングループがヘイト文章について問合せをしたところ、問題の文章を削除し、イオングループに謝罪をしたと報じられております。イオンのDHC製品の取扱量は正確には聞いておりませんが、恐らく会社の営業の主たる部分を占めているのではないかと、それだけ莫大な取引があると思います。そういうことで、これはイオンから取引停止になったらやばいということで、謝罪をしたと思います。しかし、私は、謝るべきは、イオンもそうではありますが、コリア系の関係者や連携自治体、市民に対して説明と謝罪があるべきだと思います。市長の見解を求めます。

また、市役所へこの問題で問合せがあったのか、抗議等あったのか、その件数など、関係課長にお聞きをいたします。

このDHCとの協定解消に至る経過は、どのようなやり取りがあったのか、関係課長の答弁を求めたいと思います。

このDHCとの協定解消の問題は、高知新聞にも報道されました。たしかNHKもヘイトスピーチでやり玉に上がっておりましたので、NHKも報道されたように思いますが、全国規模で報道されております。それだけ、たかが健康食品会社との協定ではないかということですが、やはり国際条約にも違反する、それを比準した日本の国内法にも違反をする、法律を犯す、そういうことを公然とする企業との協定解消ですから、ええことは早うせないかんということで、南国市が比較的早く決断をされたということで、私は大変これは決断がよかったねと思います。問合せ等、お聞きをしたいと思います。

市長の政治姿勢、2つ目が、1期4年間、市政をつかさどってきたわけですが、今後、どう取り組んでいくかということでもあります。市長は、前市長の辞職に伴いまして、平成29年9月議会から、選挙を通じて当選をして、就任をしたということです。最初の9月議会の方針を、議事録を読み返してみますと、簡単に紹介しますと、人口減少問題に取り組んでいく必要がある。そして、圃場整備、これも積極的に取り組んでいくと。それから、市街化調整区域に住宅が建てやすいように、住む場所の確保をしていきたい。若い世代の子育て支援を進めたい。何点か上げております。市長は、最初に市長として就任をして、そのときの議会で述べたこと、あるいは市政にいよいよ出ていくぜよと、このときの思い、決意を、この4年間、どのように取り組んできたか、このことをお聞きをしたいと思います。

あまり選挙のことには触れる必要はありませんけれども、同僚議員の山中氏が出馬表明をさ

れております。山中氏なりに政策を打ち出して臨んでいるようでありますが、市長は山中氏がともかくどうか言うより、この4年間、どう取り組んできて、これからどう市政に臨んでいくか、改めてお聞きをしたいと思います。

そして、市長の政治姿勢、3つ目が、新型コロナで世界的にはもう落ち着いている国も出始めておりますが、日本ではまだなかなか、オリンピックを控えて、コロナが収束する心配がありません。市の対策は十分かどうか、お聞きをしたいと思います。私も後期高齢者で、2回目が無事終了いたしました。市の苦労も大変だと思いますが、対象者を長時間待たすこともなく、比較的スムーズに注射を受けることができました。どこの市か言いませんが、どっさり対象者が詰めかけて、長時間待たされたとか、そういうことも報道されておりました。そういう点では、南国市のやり方は優れていると。今後、ワクチンの入手量が問題だと思いますが、全年齢といいますか、後期高齢者以外に今、どの程度進んでいるか。今後、全市民に接種を行き渡らせるにはどのような努力をされるつもりか、少しお聞きをしておきたいと思います。

南国市の感染者数は、これは昨日かおとついの新聞ですが、高知県か、これは、1,667名、死亡が22名で、県民に対する比率は計算しておりませんが。全国では77万人、ですから100万人で1%、まあ1%未満ですが、77万人の感染者というと非常にこれは多い、やっぱり危険な、伝染する、治療法の確立されてない危険な病気だというふうに思います。かつてはまだ医療も何も発達してない時代には、ペストとか、いろんな人類に対しては幾つかの伝染性の病気が発生をしまして、先祖たちは大変苦労した時代を過ごしてきたようですが。医療も進んでおり、相当対策、治療は対応できますけれども、まだこれだという特効薬もないし、伝染を抑えていく方法も、なかなかこれといった手が出てこないということで、まだまだ警戒せないかんとお聞きをしたいと思います。南国市においてコロナ対策は十分ですかということをお聞きをしたいと思います。

それから、このコロナの影響から、コロナそのものへも対策がどうかということをお聞きを今聞いたわけですが、農業分野とか料理、飲食業にも相当影響が出ていると思います。この農業分野では、国の売上減少については何らかのカバーする政策は出されておりましたけれども、農業分野でいろんな農業生産物の売行きが落ちている状況にあると思います。そこらあたりをどう調査、つかんでいるか。

それから、営業面でも、料理、飲食業、あまり対策がなされていないのではないかと。料理、飲食業、営業面でどんな影響が出ているか、つかんでいるか、お聞きをしたいと思います。

それから、その中で、お客が減ったら、臨時、パート職員も休業、あるいは解雇させる、そういう労働者も発生してるのではないかと。そこらあたり、市は把握しているか。把握しておる

とすれば、何か対策するつもりはありませんか。お聞きをしたいと思います。

それから、大きい2つ目で、都市計画法についてであります。これは私、前にも都計法の問題点として指摘もしましたが、南国市の都市計画法は、南海トラフ地震を想定して、それに十分対応する内容になっているかどうか。相撲で言えば、南海トラフ地震とがっぷり4つに組んで、ちゃんと相撲を取りゆうかえと、そういう意味の質問です。

今年の6月4日の新聞に、高新なんです、富士山の噴火が1200年で10回程度起こっていると。最後は江戸時代に噴火をしたと。今では、私も子供の頃から噴火などを見たことも、煙が出てるのも見たことありませんので、富士山というのは噴火することはあるまいというふうな感覚で位置づけておりましたが、富士山も南海トラフに沿った火山でありますので、今後、噴火しないという、そういう保証はありませんし、南海トラフが関連しているということで、大津波が太平洋の沿岸部を襲うと。この高新では、東北大の、読み方が分かりませんが、遠い田と書いてあります、遠田晋次教授、地震地質学。地震後に、富士山では火山活動が確認されておりまして、逆に噴火することが地震を誘発することもあると指摘をしております。この富士山の噴火にも結びつく南海トラフを震源としたマグニチュード8ないし9クラスの大地震の発生確率は、30年以内に七、八十%と報道されております。遠田氏は、噴火と連動するとは限らないけれども、同時期に起こることも警戒して備えておく必要はあると警鐘を鳴らしております。30年以内ぐらいに、ある一定大きい南海トラフ地震が起こるのではないかというふうにも予測もされておりますし、高知における南海トラフ地震がどのような高さの津波を伴う地震なのか、私にも想像が付きませんが、数字で、津波の高さで言うと16メートルというのは読んだことがあります。今の海岸線の防潮堤は、補強して若干かさ上げもしておるようですが、16メートルいうたら、それも軽く超えてくるのではないかというふうにも思います。

また、前にも触れましたが、琴平神社の絵馬に、今は台風で飛んで、多分、倉庫のほうへしまつてあると思いますが、江戸時代あたりの農民が松の木へしがみついた下を海水が流れておる絵がありました。これは、話がそれますが、学校教育の中で子供への地震教育にもうってつけやと思いますが、残念ながら、探してみな分かりません。そういう絵が残されているような津波が、かつては来たであろうと。高知大学の誰先生やったかな、忘れましたが、十市の海岸線の、十市、浜改田の砂の山です、園芸をやっているハウスが建っているところの北側の斜面下の地質調査もしておりまして、やっぱり津波が乗り越えて、砂の堆積が何回もしているというデータもあると思います。巨大地震津波が発生したときには、巨大な津波が砂を押しつけて、十市側、浜改田側、前浜側へ押し寄せていくわけです。

そういうことが実際あったわけですので、都市計画法はそういうこともあり得るということで、都市計画法はつukらないかんけど、残念ながら、それは一切ありません、多分。津波想定をして都計法をつくったんではありませんから。私は、都計法の制限が、津波じゃいうが来ると、単なる健全に都市が発達していくための法律であるというふうにだけしか書かれておりません。ですから、農家の分家住宅は、自分の農地を、昔から持っている、5年以上前から持っている農地なら分家住宅が建つけんど、農家の次男坊の分家住宅を建てるときに、津波の来るところしかないという場合に、津波のないところの農地を売ってくれというて、買うてそこへ建てることができませんでした。前聞いたときには、津波の来る人が家建てるときには、買うて建てれますと、そういうふうにとちよつと変わりましたということをや都計課長に聞いたことがあります、原則、何年か前からずつと持っている農地でないと分家が建てれない。津波の来るところにしか土地がない。おまんくの家の上の畑を売つとうせや、津波が来んき。ここへ建てたい。こういうことができん仕組みになってます、都計法は。

そういう点で、都市計画法は、富士山の噴火、南海トラフ大地震等、必ずあると、高知南国で言えば、大津波があるという前提で都市計画法は再整備をするべきではないか。津波も何も想定せんと、ただ、あれは昭和45年でしたかね、都計法は。その時点で、どんどん無秩序に都市が膨らんでいくことは駄目だと、きれいなまちをつくろうと、そういう発想のみが土台になってつくられておりますので。やっぱりこの際、私は南海トラフ大地震が発生して、津波も相当部分、被害を出すような津波が押し寄せると、こういうことを前提に都計法を見直さないかんじゃないかいうふうに思います。市長、関係課長にお聞きをしたいと思います。

最後に、農業についてであります、またT P Pに引き続いて、R C E Pという、アジア諸国ですか、アジア包括的経済連携協定なるものが、R C E P協定が国会でも承認されました。農民連では、このR C E P協定では、車や機械、電気等、日本が非常に進んでいる工業製品等の輸出については関税が下がるわけですから、どんどん輸出しやすくなる、大変有利な貿易協定ですが、これが農業も、もちろん日本も輸出に関税かからないようになります。ええ米つくって売ったらええわやという理屈もあると思いますが、最終的には野菜、果物が危ないのではないか、いうふうに指摘をしておきたいと思います。政府は、重要5品目は除外したので、農業への影響はないと言い切っておりますが、鈴木宣弘東大教授は、T P P11、環太平洋連携協定の11の、約半分の5,600億円に及ぶと。野菜、果物への影響は、T P P11の3.5倍に達することが指摘をされました。お互いの国と国との互恵的な条約だと言ってますけれども、そうではないと。農業分野でも大変大きな影響を受ける、マイナスの影響を受ける、そういうものだと

ということですので、私は、明日から果物が下がって、日本の果物がもう何ともならんようになるとは言いません。もっと長期的に、農協とも連携をして、せっかく農林水産課という課もありますので、農業生産物の価格、生産量、輸入価格、輸出国等の物流、これをきちんと統計を取りながら、日本の果物が影響を受けているぞというときには、ちゃんと補填をしていくと。自動車とか電気製品は向こうの関税下がりますから、大もうけしますね。日本に果物、野菜が安く入ってくれば、日本の農業は打撃を受けます。そういうことじゃいかんろうがえということで、打撃を受ける、輸入量と価格、変動の状況等を何か調査をしていく、統計として押さえていく、そういうことをやって、対策を立ててもらいたいというふうに思います。

以上で私の一般質問、1問目を終わります。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。土居篤男議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、DHCとの協定解消についてでございますが、株式会社DHCとは平成29年2月21日に包括連携協定を締結し、市民の健康増進事業への協力、災害時の物資供給協定などの連携事業を行ってまいりました。同社代表取締役会長につきましては、以前より特定の民族に対する差別を助長する発言を繰り返していることにつきまして、土居議員からも度々御指摘がありましたが、会社としてではなく個人的な見解であるという認識で対応してまいりました。しかしながら、令和2年11月に同社の公式オンラインショップサイトに会長名で差別を助長する文章が掲載され、このことは3月議会でも御指摘をいただき、市として対応を検討しておりましたが、その後も継続して特定の民族に対する差別を助長する発言が、会長名で企業の公式サイトに掲載されました。また、このことにつきまして、会社として正式な見解も示されないため、連携協定を解約するという決断をいたしました。このことにつきまして、DHCからは説明などはないところでございますが、今までの経緯を踏まえまして、組織として、まずはその人種による差別というものは許されないものであることを認識され、その謝罪につきましてはどのようにされるかということは、組織で判断されることであると考えております。

続きまして、今までの市政につきまして、どう評価し、今後どう取り組んでいくかということでございますが、さきの議会でも答弁いたしました。私は就任に際しまして、災害対策、子育て支援、農業振興、まちづくり、雇用定住の5つの柱を公約に掲げて、これまで市政運営に当たってまいりました。災害対策では、公立保育所の非構造部材耐震化に取り組み、また避難所運営マニュアルの策定につきましては、市内指定避難所53か所のうち30か所の策定が完了

いたしました。新たにコロナウイルス感染症への対応も必要となっており、引き続き、残る避難所につきましても、早急に策定を進めてまいりたいと考えております。子育て支援につきましては、平成29年10月からファミリーサポートセンターの事業が開始できました。また、第2子の保育料の無償化につきましては平成30年度から開始し、令和元年10月から国の幼児教育・保育無償化の対象とならなかった3歳児以上の副食費につきましても無償とし、子育て世帯の負担軽減を図りました。農業振興につきましては、国営圃場整備事業が昨年11月に15地区526ヘクタールで事業確定し、事業着手に至りました。先行団地では、換地計画原案の作成に向けた測量及び実施設計に入っておりますが、担い手育成と営農計画をしっかりと進め、事業実施により、稼げる農業、支える農業の実現を目指してまいります。まちづくりにつきましては、（仮称）地域交流センターが、昨年8月に本体工事に着手し、本年11月の完成を予定しております。また、海洋堂スペースファクトリーなんこくは3月21日にオープンし、ものづくり、ひとづくり、まちづくりの発信基地として、多くの人が集い、また人材育成にもつなげる施設として、スタートができました。それぞれの施設が市民の皆様が集える交流拠点として、また南国市を対外に発信できる施設としてまいりたいと考えております。雇用定住につきましては、株式会社南国オフィスパークセンター別棟が平成31年1月に完成し、新たに事務系企業が入居いたしました。また、高知県との共同事業として進めています南国日章産業団地は、令和3年度内の分譲を目指し、さらなる雇用創出を図ることとしております。さらに平成30年4月からは、高知県から開発許可等に関する事務の権限移譲を受け、市街化調整区域における市の開発許可制度基本方針に沿った運用を開始しました。

就任から4年間、公約に掲げましたそれぞれの取組を推進してまいりました。特に人口減少への対策につきましては、平成27年度に策定しました南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿いまして、先ほど述べました雇用創出、子育て支援、定住促進など、各種施策を横断的に取り組んでまいりました。昨年度からは第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートし、人口ビジョンとして、2040年に4万3,000人、2060年に4万1,500人を維持することを掲げております。本市の人口は、2020年国勢調査は、速報値ではありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回って推移する見込みであり、今後におきましても、さらなる上乘せができるよう取り組んでまいります。

市街化調整区域におけます市の開発許可制度基本方針の運用による規制緩和につきましては、まだまだ十分でないとの御意見もいただいておりますので、この課題につきましては、引き続き、高知県、関係市町とも協議して前に進めていきたいと考えております。この規制緩和によ

り、市街化調整区域内の空き家の活用につきましても一定の環境が整いましたので、中山間地域を中心に進めています空き家活用促進事業に加えまして、不動産事業者とも連携して、民間での流通も積極的に活用し、定住へと結びつけていきたいと考えております。

今後におきましても、新図書館の建設が控えておりますし、市立スポーツセンターへの津波避難タワーにも着手いたしますので、これら施設の整備をしっかりと進めてまいります。

また、市民の皆様から要望も多い生活道路の整備や市内公共交通網の充実にも取り組み、住民満足度の高い市政を進めてまいります。

続きまして、南国市としましてコロナ対策は十分ですかという御質問でございましたが、市の取組といたしまして、高齢者の集団接種での接種率を60%と想定して、65歳以上の高齢者1万5,319人の60%、9,191人に対して、7月末までの接種予定者数は、1回目は1万794人、2回目は9,581人となっており、目標人数を達成できるように接種計画をしております。

今後の接種計画とスケジュールにつきましては、高齢者の次の接種順位として基礎疾患のある方が優先となっておりますので、6月中に64歳以下12歳以上の全市民に郵送によるアンケート調査を行い、基礎疾患のある方には予約が確実に取れるように、先行して接種券を送付いたします。その後、64歳以下の市民に対しまして、年齢ごとに区切って順次接種券を送付していきます。12歳から64歳までの対象者、約3万1,011人につきましては、集団接種での接種率を約50%と見込んでおり、11月末までに希望する市民の接種を終えるよう計画を立て、取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

〔藤宗 歩保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 土居議員の質問にお答えします。

DHCとの協定解消につきましては、複数の課に対して賛成、反対の御意見が寄せられました。6月14日までの集計で、メール68件、内訳は賛同40件、抗議26件、電話は43件、内訳は賛同4件、抗議28件、そのほかの御意見11件、メディアからの取材15件、他市からの問合せ8件、情報公開請求2件でございます。

協定解消に至る経緯でございますが、3月議会の後、市として、会長の文書の削除について正式にDHCに申入れを行うことを検討しておりましたところ、4月9日にNHKがDHCの公式サイト上に特定の民族に対する差別的な文章が掲載されていることを報じたことを受け、同サイトに会長名でNHKを誹謗中傷する文章が掲載されました。この後、4月19日にDHCの連携協定の担当者に対し適切な対応を求めましたが、会社としての御対応はいただけないと

いう回答がありましたので、4月23日付で協定解約通知を送付しました。その後はDHCから連絡等はありませんでしたので、6月に入り、メールにて、5月31日をもって同社との連携協定が解消されていることを確認いたしました。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員さんの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による対策ということでございますけれども、農業につきましては、常に害虫であるとか天候のような収量の減少や市場価格の低下などの様々なリスクにさらされている産業でございますので、このようリスクに対して農業経営の安定を図る観点から、国が農業経営収入保険制度を設け、平成31年から実施をしております。

制度といたしましては、保険期間の販売収入が過去5年間の平均収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限として補填がされますが、加入の条件が青色申告を行っている農業者ということや、9割のラインまで下がらなかった場合に保険金が掛け捨てとなってしまうことなどから、なかなか加入者が伸びないということが課題となっております。同様の制度といたしましては、ほかにも農業共済や野菜価格安定制度などがございますが、今回の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による農産物の需要や価格の低下でございますが、本市でも、本市特産のシシトウを例に挙げますと、50%を超えるような値下がりがありました。そのような大きい影響があったわけですが、まさにこの災害に匹敵するような収入の減少というものをしっかり補償できる制度というのはほかにないということで、今議会に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した収入保険加入推進支援事業費補助金を補正予算として計上いたしまして、収入保険の保険料に対して一部支援を行うことで加入を推進し、地域の農業者の経営の安定と地域農業の維持を図りたいと考えております。

また、本市で盛んな促成の施設園芸では、燃料代等の経費の割合が大きく負担となっており、中でも本市が全国一の生産量を誇っているシシトウは、特に高温が必要な品目ということもありますので、燃料が比較的安く新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあまり受けなかったピーマン等への品目転換をはじめ、促成栽培から加温の要らない雨よけ栽培などへ転換することに対して、JAや部会といたしましても、産地の持続性に危機感を強く持っております。そこで、施設園芸の生産農家が、今後も持続的に生産意欲を維持していくための意欲喚起対策を行うために、次期作支援産地維持対策事業費補助金につきましても、今議会の補正予算に計上をしております。

そして、昨年、農林水産省の新型コロナウイルス感染症感染拡大対策の交付金事業として実施され、多くの方が活用されました高収益作物次期作支援交付金につきましては、今回の緊急事態宣言に対しても第4次公募として実施される予定となっておりますし、その補完的対策としての県単独事業も検討されているという情報もございますので、それぞれの対策に関係機関連携し、地域農業を守る効果的な対策となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、RCEP協定についてでございますけれども、RCEP協定は、東南アジア諸国連合10か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15か国が参加する大型の地域的な包括的経済連携協定で、日本にとっては、貿易額で1位の中国、3位の韓国と結ぶ初の経済連携協定となります。そして、この協定により、全世界の人口の約3割に相当する大きな市場への輸出促進に資する環境が整備されたことから、日本の工業製品や農水産品のアジア圏への輸出拡大、特に自動車部品などの拡大が期待をされているところでございます。

また、食品などの輸入に関しましては、米や麦などのいわゆる重要5品目につきましては、農業生産国が多い事情に配慮した形で関税削減・撤廃から除外をされ、初めてのEPAとなる中国、韓国に対する関税撤廃率についても、近年締結された2国間EPAよりも低い水準としていることなどから、現在のところ、国内農林水産業への大きな影響は想定されていないようでございます。

また、農林水産省としましては、RCEPを含む各経済連携協定の成果を最大限に活用していくということが重要と考えておまして、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、生産基盤の強化や新市場開拓の推進等により、確実に再生産が可能となるよう、必要な施策をしっかりと講じていくとのことでございますので、市としましては、国の動向、対応策、また市場の動向等につきましても、注視をして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） 土居篤男議員の飲食店等への支援についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、コロナウイルスの影響による飲食店等事業者のパート職員等への解雇があるのではないかとのことですが、その状況についてはつかめてはおりませんが、コロナによる経営への影響は大きいものがあると思います。商工観光課としましては、本議会で補正予算を議決いただきましたら、今後、コロナウイルスの感染状況を見ながらはなりますが、事業者、市民の方々への経済対策として、観光誘客及び市内での消費喚起に向けた宿泊者向けクーポン券発行事

業、飲食店やテークアウト店、タクシー、代行等を対象にした南国市版Go To イートであります飲食店等支援のための商品券発行事業、理美容所利用促進事業を行う予定をしております。

観光誘客及び市内での消費喚起に向けた宿泊者向けクーポン発行事業につきましては、市内の宿泊施設に宿泊した方に、南国市内の観光施設、お土産販売店舗、飲食店、タクシー、代行、レンタカー等で利用できる5,000円分のクーポン券を配布することで観光誘客を行い、宿泊客を増加させるとともに、市内での消費をしていただくことで幅広い事業者の支援を行うものです。

理美容所利用促進事業につきましては、理美容店の利用客に対し、市の特産品などの景品が当たる抽せんへの応募券を配布することで、利用機会を増やしていただくためのキャンペーン事業となっています。

また、飲食店等支援のための商品券発行事業は、これまで商工会において飲食店支援、にぎわい創出のために実施してきたバル事業、はしごでGO!に代わって行うもので、飲食店、タクシー、代行、テークアウト店等で使用できる商品券5,000円分を3,000円で販売することで消費喚起を図り、事業者支援につなげることを目的としたものです。この事業につきましては、コロナウイルス感染症のリスクを避けるために、昨年引き続き、土佐のまほろば祭りの吾岡山での通常開催を取りやめましたが、祭り運営委員会において、この状況下で少しでも市民に元気になっていただきたいとのことから、10月の週末に4回にわたり、短時間、花火を打ち上げ、併せてコロナのリスクを避けながら市民の皆様楽しんでいただける企画を検討しており、その中で、これまでまほろば祭りを支えていただいた事業者の方々を少しでも支援できないかという思いもあり、祭りとの連携でより効果的な支援とできるのではないかとことから、まほろば祭りと連携をしながら実施をするものとなっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の都市計画法の適用についての御質問にお答えいたします。

土居篤男議員の言われるとおり、昭和43年に制定されました新都市計画法は、昭和30年代から始まった高度経済成長に伴う急激な都市化を背景に、乱開発による無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを主たる目的として、区域区分制度や開発許可制度が導入された経過がございます。本市におきましては、無秩序な市街化の拡大や優良農地、自然環境の保全を

図るため、区域区分制度は維持していきたいというふうに考えております。

南海トラフ地震による津波への対策といたしまして、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築につきましては、平成28年3月に高知県が開発許可の規制緩和を行っており、発災時に自ら避難することが困難な方は、高知県開発審査会の議決が必要ですが、津波浸水予測区域外の本人または3親等内の親族が所有する土地、そのほか購入した土地でも住宅を建築できるようになっております。それに加えて、平成30年4月から本市が運用を開始いたしました規制緩和による立地基準でも、既存集落内もしくは大規模指定集落内の宅地・雑種地への住宅の建築や、合法的な空き家や持家を用途変更することで第三者が建て替えることも可能となっており、随分、津波浸水予測区域以外に住宅を建てやすくなっております。

しかしながら、土居篤男議員が言われるように、津波浸水予測区域に居住している住民の誰もが、市街化調整区域の高台等の津波が来ない場所に自由に家が建てられるような立地基準は、今のところございません。南海トラフの津波や近年の大雨等による自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するために、高台などの安全な場所へ移転を希望する住民の方を、安全な場所へ移転を誘導していく施策は必要であると考えておりますので、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築につきましては、今後の検討課題であると考えており、どのような対策を講じれば効果的であるのか、事前復興計画の策定や南海トラフ地震を踏まえた規制緩和策等について、研究・検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 2問目をやりたいと思います。

最後から行きますが、都計法で南国市の住宅の建築状況は、例えば南部地域で見ますと、山の上に他人が、農業者であろうとなかろうと、農地を買って、自分で道をつけて、津波の来るところへ建てたいということで建てられません。これは、こういう規制法は私はおかしいと思う。津波が来る、浜を乗り越えてくる、札幌のこっちの保育の辺りまで水につかる、だったら、小高い山の上へ建てたらましやにやあと。十市の小山の上もありますが、まあそこ、津波が来るかどうか分かりませんが、そこへどうして買って建てれんがです。そんな規制するがおかしいですよ。それから、高知市と比べてみても、ただ私は見た感じで比べるだけですので、例えば篠原のミロクの明見川、挟んで北側です。あそこへ日野自動車か、あれの本社が来るということで、その一角が全て宅地化されております。それから、高知市で住宅が開発されてるのは、大津バイパスへ南国の農免道路から北部へ行って、そこから大津バイパスへ出てからすぐ左手に、団地の名前はメモしておりませんが……。

○議長（土居恒夫） 長崎団地という話です。

○19番（土居篤男） 長崎団地だそうですが、あそこ、山の上までずっと開発されてます。ずっと以前には、介良の山の上が開発されましたね。南国ではそんなこと一切ないがです。もう調整区域で、住宅開発したらいかんしたらいかんばかりで。高知市は、通りすがりに見ただけで分かりませんが、鏡村の奥へ行って、土佐山のほうへ抜ける道がありますね。あの道の途中でも、小山の上も住宅建ってますよ。南国で山の上に住宅建ってる場所ありません。高知市は棧橋通辺りが津波浸水区域ということで、朝倉、旭のほうへ移転してるということ、単なるうわさ話で聞いただけでするので分かりませんが。高知市では山の上までどんどん住宅が開発され、南国、どうして建たんがです。山の上は墓地ばかり。香長中の西にも墓地が開発されて売れるし。住宅がいかいで、どうして墓地が構んがです。何かおかしいですよ。香長中から南の辺りは、物部川の氾濫時にはあこは水が来るところですし、津波のときには物部川の堤防超えて浸水する地域になってると思います。ですから、やっぱり、特に南部地域では、山間部へどうして分家住宅建てたり、自己用住宅を売ってもらって建てるということがいかんがでしょうね。何か都市計画法そのものがおかしいと思います。私は、そういう点、思い切って見直すべきではないかというふうに思います。

それから、市長は子育て、子供を増やすということも取り組んできたということで、人口目標も上げられまして、何とか食い止めたいという気持ちは分かりますが、やっぱり現実に子供が減っていくというのは、働く場所がない、こういうことで、だから子供が育って県外の大学へ行く、帰ってきて働こうにも働く場所がない。十市小学校のクラス数とクラスの人員表を見ておりましたが、以前は、1年から6年までの間のクラスが全部二クラスやったかな。3クラスのときもあったかな。半分ぐらいが3クラス、3クラスなかった、ちょっと数字が正確に残ってありませんが。それが今見たら、1年から6年までが全部二クラスになってます。ということは、その多かった子供たちが成人して、大学行って、戻ってきて、緑ヶ丘、十市辺りで子やらいするにも働く場所がないので、戻ってこない。緑ヶ丘の人口、子供たちが増えたのは、若い世帯の方が緑ヶ丘へどんどん入って、子育てをして、子供が巣立っていったら、帰ってこない理由は、住宅がもう今入ってますから、どんどんは増えんとは思いますが、それでもやっぱりそれだけ人を育てて送り出したのに帰ってこんという理由がある。やっぱり働く場所がないのではないかということが、私はこの児童数を見ながらそんなことを感じました。働く場所というたら、南国市だけで考えてもなかなかいきませんけど、高知県全体に働く場所を確保しないと、せっかく育った子供たちが、大学行って、帰ってきて、働こうにも場所がないと、こ

れが一番人口が増えん原因ではなかろうかと思います。科学的に細かく詰めておりませんので、市長もそういうことをもうちょっと、どっかの課に調べらして、なぜ人口減りゆうかやということ进行分析したらどうかと思います。以上で2問目終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の2問目にお答えをいたします。

津波浸水予測区域にお住まいの方が、高台等への移転できないかという御質問でございますけれども、分家住宅でございましたら、津波が来ないところに、直系尊属が10年以上持っている土地であれば、接道要件等ありますけれども、それは建てれるということになっておりますが、ただ誰でもどこでもってということになりますと、やはりこれは無秩序な乱開発にもつながりかねませんので、やはり都市計画法の範囲内で、どういった規制緩和できるのかっていうことにつきましては、今後研究して、検討していきたいと思っております。

高知市さんがいろんな山のほうへ住宅団地を建てているということでございますけれども、これは昔、都市計画法の中に、人口が増加しゆうときには、20ヘク以上の大規模開発という許可要件がございました。ただ、それも人口減少に転じた平成19年からはこの要件は廃止になりまして、もうそういう許可要件で開発することはできなくなってございますが、恐らく高知市さんが山のほうに開発されているのは、20ヘクタール以上の大規模開発によるものではないかというふうに思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 人口減少について、何が原因かということでございますが、働く場所ということになりますと、やっぱり魅力を感じていただく、そういった働く場所を確保していくってことは大切になってこようと思います。現在は、日章産業団地の企業誘致を進めておりますが、国営圃場整備とか、そういったものが非常に魅力が感じられるような施策になるよう、精いっぱい努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 3問目ではありませんが、人口減少の一番の原因は、やっぱり小泉内閣のときに、派遣労働法をつくって、長期に雇用する労働法をうんと弱めたわけよ。ほんで、臨時パートばかりの、若い衆ばかりになったき、結婚しても子育てようせんと。結婚しない青年が増えた。社会的な背景もあると思います、結婚せんというのは。昔は仲人が連れ回って、おまさん、あの娘さんどうぞねって、私らも何人も見に行きました。向こうが好んで、この男性はええからというて言うてもろうたことは一遍もありませんが。そうやって仲人が引

っ張り回ってやってみました。今はその仲人はほとんどおりません。紹介もせんけど、やっぱり働く条件が悪いので、所得が確保されないということで、そういう側面で日本全国の子供の数が減っているという側面も非常に強いと思います。十市の小学校の数を見よって感じたのは、それ以外にやっぱり働く場所がないので、成人して、大学出て帰ってこようにも、何百人もの大学の卒業生が帰ってこれんわけですね。それもあります。やっぱり人口が減るというのは幾つか要因があると思いますが、やっぱりそういう点ももう若干配慮して、若い人の賃を市が補償しちゃうという、そんなことはできんと思いますが、それも一つの原因だろうというふうに、私は思いますので、そういう点も含めて、人口問題、働く場所の問題、しっかり市長に要望しておきたいと思います。

もう時間もありませんので、以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） 議席番号3番の西山明彦でございます。

第421回、令和3年6月定例会での一般質問をさせていただきます。

私が今回通告させていただきました質問は、市長の政治姿勢として、市民の健康についてと教育行政について、2つ目に都市再生整備計画として、都市計画道路と後免駅前広場と後免町商店街、そして3つ目に住環境整備として、公園整備についての3項目であります。順次質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてですけれども、平山市長の政策といいますか、パンフレットを目にする機会がございました。その中に5つの大きな柱の政策がありましたけれども、紙面に限りもあって、なかなか全部は書き切れないのかなということで、ソフト面があまりなかったんじゃないかなという印象でした。そこで、ちょっと今回、それのない項目について質問させていただきたいと思います。

1つ目は、市民の健康についてであります。まず新型コロナワクチン接種についてで、何点か、保健福祉センター所長にお伺いします。藤宗所長は本当に大変な時期に就任されて、大変だと思いますけれども、答弁よろしくお願ひします。

新型コロナウイルス感染症については、変異株に置き換わって、第4波となって、全国10都道府県で緊急事態宣言が発出されましたけれども、この20日で解除されそうな状態になってきているのかなというふうに報道もされているところですが、福岡なんかはゼロの日もあった、大阪なんかも二桁になった、昨日なんかは、3か月ぶりに1,000人を下回ったというよ

うな状況で、ただ東京なんかも下げ止まりで、なかなかまたリバウンドが怖いというようなことも言われています。高知県でも、5月後半に感染者が増え始めて、警戒レベルも特別警戒になったと。1桁になってきましたけれども、まだまだ安心できないということで、特別警戒のレベルもそのままになっております。

一方で、ワクチン接種が進んでおり、南国市でも4月24日から集団接種が始まりました。ワクチンの供給も進んで、高知県でも7月中には高齢者の接種が終わるのではないかなというふうに言われております。南国市での今日までの接種状況についてはどのような状況か。接種券の送付状況と予約人数、接種済み人数、また75歳以上の接種率についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 西山議員の質問にお答えします。

まずは、65歳以上の高齢者1万5,319人のうち、約8,200人の75歳以上の方に、4月9日に接種券を送りました。当初はワクチンの供給が安定せず、1箱1,000人分として2回接種のため500人分、4月末の時点では5箱しか配送がなく、確保できたワクチンは7,500人分。75歳以上の高齢者は8,200人いるため、75歳以上の方の予約が一定落ち着いてから、65歳以上74歳以下の高齢者、約7,000人に接種券を送るようにしました。5月中旬にワクチンが安定して供給されるようになったため、73、74歳の方には5月21日、71、72歳の方には5月28日、69、70歳の方には6月4日、65歳～68歳の方には6月10日と、年齢を区切って接種券を発送しています。

予約人数ですが、6月19日から7月4日までの予約人数は、現在2,929人になっております。

接種済み人数ですが、6月13日現在の接種状況は、集団接種回数15回、全体の接種済み人数、1回目は6,638人、2回目終了している方が3,917人、75歳以上の方の接種率は、1回目終了の方が66.9%、2回目終了の方は47.1%となっています。

○議長（土居恒夫） 3番西山議員。

○3番（西山明彦） 接種券を年齢を区切って発送もされているということですが、先ほど苦情の件数の紹介もあったわけですが、電話がつながらないというような苦情も最初はあったようですが、回線数を増やしたりして、その後は大きな混乱もなく進んでるのかなと思います。既に65歳以上への接種券の送付はもう終わったということで、接種についても、75歳以上は66.9%、3分の2が1回目が終わって、半数近くが2回目も終わっているということとでございます。

次に、今後のことについて質問しようかと思ったんですけど、先ほど土居篤男議員の質問で市長から答弁がありましたので、ちょっとそれはもう省略して、全体としていつ終わるかとい

うふうなことで、11月までというようなことが、答弁が先ほどあっておりましたけれども、なかなかまだまだ長期戦ということになってきます。市町村によっていろんな工夫がされておまして、副反応による欠席など、学業に影響がないように、夏休み期間中に中高生を優先して接種する自治体、また20代、30代の感染が多いので、その年代を先に接種するというような自治体もあると聞いております。それぞれの自治体で実態に合ったワクチン接種の進め方がありますので、南国市でも、効果的な接種となるような独自の工夫がされればと思います。

ところで、3月議会で、土橋前保健福祉センター所長が、65歳未満の集団接種率を低く見込んでいる理由として、アストラゼネカ社のワクチンが冷蔵で保存ができるということで、承認されると医療機関での接種が容易になって、個別接種により接種率が上がると思うと考えているからですというような答弁をされました。では、その個別接種については検討はしていないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） アストラゼネカ社のワクチンは公的接種に使用されておらず、南国市はファイザー社製のワクチンを使用しています。個別接種につきましては、市内各医療機関に意向調査を行い、現在、8医療機関で6月中の開始に向けて調整を行っています。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 8機関で個別接種も検討されていると、調整と言われましたけれども、検討されているということで、私はまだ接種してないんですけれども、先ほど土居篤男議員はもう2回終わったということをおっしゃっていましたが、実際に集団接種を実施してみて、市民の反応、また会場に接種に来られた方の反応はどのような状況でしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 案内した時間よりも早く来場される方が多く、入場をめぐって多少の苦情はありましたが、会場の運営もスムーズで、回を重ねるごとに職員の接遇も向上しています。接種後の15分から30分の待機時間を利用して、保健師等の健康観察を兼ねながら、接種済証発行と同時に待機所で2回目の予約を行うため、接種を受けた高齢者の方からは、また予約しなくてよいと大変好評を得ております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 評判もよいということですが、毎土日に職員の皆さんは対応されると、非常に大変ですが、あとまだ数か月も続きますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

市長にお伺いしますが、南国市では、ワクチンの廃棄を避けるために予約時にキャンセル待ち希望も確認しているということですので、混乱もないということですが、これまでの進め方と今後の取組について、市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 予約受付コールセンターで、高齢者のキャンセル待ちリストを作成しております。また、医療従事者である職員に接種もすることでワクチンの廃棄を回避しています。

今後の取組としていたしまして、集団接種におきましても個別接種におきましても、ワクチンの廃棄を回避することはもちろんのこと、高齢者はもとより対象市民全員のワクチンの接種が完了し、少しでも早くコロナが終息することを願っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ぜひ早く接種が終わるようにと、みんなが安心できるようにということをお願いいたします。

ところで、今、東京オリンピック・パラリンピックの開催が目前に迫ってきました。コロナ感染状況を踏まえて、中止を求める声も多くあるということですが、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長も、今の状況では普通は開催しないと、やるなら強い覚悟が必要というようなことを国会答弁されております。そんな中で、外国からの選手団が順次来日していますけれども、南国市にも、7月にはシンガポールのバドミントン選手団が事前合宿に来るということで、現在の集団接種会場となっているスポーツセンターでの接種は保健福祉センターに移すというふうに聞いております。

そこで質問ですが、この選手団はいつからいつまで滞在して、スポーツセンターを使用する予定なのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 7月11日から20日を予定しておりますが、コートマットの敷設、撤去等がございますので、アリーナは10日から21日までの間、確保してございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 今のお答えでは、土日が2回、4日間、スポーツセンター使えないというようなことだと思いますけれども、ワクチン接種の会場として保健福祉センターに移すということですが、広さからいっても、保健福祉センターはスポーツセンターと比べてかなり狭いです。そんなことで、ワクチン接種への影響はないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） スポーツセンターでは、土曜日と日曜日合わせて8診で接種を行った場合、1,760人の接種を見込んでおります。保健福祉センターで集団接種を行う場合は、3診の設営となり、土・日合計で660人となります。現在、土曜日である7月10日、17日の午前中も接種を行えるよう、出務医師、看護師の調整をしており、1日当たり240人の枠を確保したいと思っています。

また、7月3日、24日、31日の土曜日は、通常14時～17時、3時間のところを、接種時間を1時間延長して18時までとし、1日当たり160人の枠を増やすようにしており、接種を希望する高齢者の方に少しでも多くの接種機会を確保できるよう努めています。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 8診だったのが3診になるということで、土曜日は午後だけなのを時間を延ばすというようなことですが、影響がないかといえ、ないことはないというふうに思います。このことについて、副市長と話をさせていただきましたところ、シンガポールの選手団の招致は、ワクチン接種の計画を立てる前から分かっていたので、そのことも踏まえて計画を立てたということでした。ワクチン接種については、打ち手となる医療関係者の確保も非常に大変ですし、ちょうどその日程が市長選挙の日程とかぶるのかなというふうに思います。そういった、そちらのほうにも職員の手が取られるというようなこともあろうかと思いますが、やはり市民の皆さんが一日も早く安心できるように、ワクチン接種が順調に進むことを願っております。

なお、確認ですが、外国からのオリンピック選手団については、バブル方式で一般市民とは接触がないようにするということがありますが、せっかく外国のトップ選手が来るので、ぜひ見てみたいと思われる市民の方もいらっしゃるのではないかと思います。双方に感染の心配がないように、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 国の示す手引きに沿いまして高知県が作成した受入れマニュアルにより、選手と市民の接触がないように努めてまいります。また、練習は非公開となる見込みでございますが、駐車場等の動線につきましても、御覧になりに来る方がいらっしゃることを想定して準備をしております。

なお、来高する選手団につきましても、出国前に検査をし、陰性証明書を持参して入国するほか、ワクチン接種も済ませて来日するものでございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） オリンピックがお祭り騒ぎになってというような心配もされているところで、ライブビューイングなんかも、もうほとんどが中止の方向へ行きゆうということですけども、大変だと思いますけれども、選手団にとっても、安心して合宿ができて、コロナ感染が収束した後には、将来的な友好関係がつながるように期待もするところでもあります。

市長、何か一言あればお伺いしたいと思いますのですが、ありますか。いただけますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） ホストタウンにも手を挙げてなったわけでございますので、これからシンガポールとの交流が深まることを大変期待する中でのコロナの感染状況ということで、本当に残念なところはございます。しかしながら、まずは健康被害が起こらないということをお願いしなければならぬと思いますので、感染が広がらないよう、感染しないよう、そういった注意を十分して、練習に臨んでいただきたいと思うところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。答弁期待してなかったんですけども。

では、次の市民の健康づくりについて、質問移らせていただきます。

今年3月に、「第3期健康なんこく21計画きらり」が策定されました。その基本目標は、健康寿命を延ばそうですが、現実にはこのコロナ禍の状況で、集団検診や高齢者の健康対策などもなかなか実施がしづらい状況だということだと思います。コロナ感染への対応に追われて、通常業務はなかなかできない、しわ寄せが来てるのではないかと心配するところです。また、心の健康も心配されているところです。

ところで、南国市は、食育のトップランナーとして、小学校給食の自校炊飯など、食育にいち早く力を入れてまいりました。ところが、健康増進計画の達成状況を見ると、栄養、食生活の中の朝食を食べる人の割合と塩分の多いものを控える人の割合の達成状況が0、すなわち悪化しているとなっています。具体的には、平成26年度から令和元年度にかけて、それぞれ4.5%、6.3%減少しています。特に20歳代の欠食が多いようです。小学校時代の自校炊飯をはじめ、生産者の見える食事への関心を高める取組が生かせていないのが、非常に残念です。食育推進計画の達成状況も軒並み0が並んでおります。

そこで市長にお伺いしますが、健康増進計画、食育推進計画の達成状況を見て、平成26年度、食育推進計画は平成28年度からですが、ちょうど市長が副市長になった頃かなと思いますけれども、その頃から令和元年度にかけて実績値が大幅に下がっていることについて、どう捉えて

いるのか。そして、これをどのように改善していこうと考えておられるのか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 子供の頃から食生活に関心を持ち、薄味に慣れるということが、生涯の健康づくりの基盤となります。それに基づいて食育計画の達成状況を見てみますと、小学校での食育の中で、朝食をしっかりと食べるというところがC・D判定になっており、小中学校での健康福祉教育が成長してからの生活習慣につながっていないということが推測されます。様々な要因があると思われませんが、スマートフォン普及による不規則な生活習慣やコンビニ食による若者の孤食の増加が、朝食の欠食や食塩の多い加工食品の摂取の増加につながっているということも考えられます。食生活は親世代から子世代へ受け継がれるところがございます。市・学校・保育所等と連携して、料理をすることを通しての家庭の味つけに気をつけ、食塩の適量摂取や朝食の大切さを教えていき、乳幼児健診を通じて子育て世帯の食生活の実態と課題を把握するとともに、味覚が形成されます子供の時期から薄味に慣れて、朝食を欠かさない食習慣を身につけることができるよう、支援をしていきたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） この概要版を見ると、20代の朝食を毎日食べる人の割合が56.3%で、小学生は84.7%、中学生83.8%と、小中学校で食育と学校でやったのが30%ぐらい20代になると下がるということで、なかなか具体的な改善策というのも見だしにくいかもしれませんけれども、そういった食育に関して、せっかく保幼小中と取り組んでおりますので、その後につながっていくような取組、市民への啓発施策が必要だと思えます。

では次に、食育だけでなく、市長は市民の健康づくり全般について、具体的にどのように進めたらよいか、お考えでしょうか。きらりの計画書を見ると、冒頭に自分の健康は自分で作るという理念の下、それを行政が後押しするとありますが、市長の市民の健康増進についての施策があまりよく見えないと思えます。具体的にどういった取組をするのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 自分らしさを大切にしながら、前向きな気持ちを持ち、健康な生活習慣を実践していくのは、簡単なことのように大変難しいことでもあります。健康づくりは、一人一人が取り組むだけでなく、家族で、地域で、そして団体で取り組むことが効果的であると言われております。現在の状況の下、地域の方が集まって健康増進の取組を行うことは、非常に難しくなっております。しかしながら、コロナ禍が収束した際には、健康づくり啓発のためのきら

りフェアやヘルスマイトや健康文化都市づくり推進委員会の活動・支援、またスポーツハブのウォーキングマップやまほろばクラブのサークルなど、他団体と連携して運動の機会を提供していくなど、市民共同でお互いが支え合える地域づくりを目指し、市民の皆さんがいつまでも健康で輝く人生を送れますよう、市民が主役となる健康づくりの施策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 他、いろんな団体とか、地域でのサークル活動とか、これからフレイルの取組なんかもあると思いますけれども、地域での活動を視察して、計画の基本目標、健康寿命を延ばそうの実践のために、取組を力注いでほしいというふうに思います。

次に、教育行政についての質問に移ります。

学校の在り方については、昨年の9月議会と今年の3月議会で有沢議員が質問されておりますけれども、教育委員会では、このほど、南国市これからの教育・保育を考える会が設置されたと伺いました。この会において、教育長の諮問した事項を調査、審議するとのことですが、では教育長にお伺いしますが、具体的にどのような項目を諮問するお考えなんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 南国市これからの教育・保育を考える会の設置につきましては、昨年度1年をかけまして、各小学校、中学校、もしくは各地域のほうへも出向きまして、この会の設置についての内容でありますとか、今現在のそれぞれの地域の抱えている課題等も、地域とか保護者の方に説明してまいりました。

この考える会では、南国市の子供たちの10年後、もしくは20年後の将来にわたる教育・保育環境について、教育委員会の諮問について審議をお願いしたいというふうに考えております。全市的には、本市の今後の児童生徒数の減少に伴う児童数、生徒数の推移、または最大クラスの地震による地震津波浸水地域にある学校等の存続を踏まえた教育・保育の在り方をどう考えるかということが、大きなテーマであるというふうに考えております。具体的には、例えば香南中ブロックの児童生徒の安全確保と、また英語教育、防災教育といった特色ある学校力、地域力の継続。発展を探る、保育を含めた連携教育の在り方や義務教育諸学校の新たな方向性の検討、または香長中ブロックの地域説明会で御意見もいただきましたが、地震津波浸水地域にある三和小と稲生小の移転等については、検討をいただくことになろうかというふうに考えております。また、これまでは、小規模特認校として地域とともに特色ある学校づくりを進めて

いただいております奈路小、白木谷小学校についても、中山間地域の活性化を含めた今後の学校の在り方について検討をしていただけるよう諮問したいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 具体的なことも触れておられましたけど、一言で言うと、10年、20年先を見据えた南国市の学校の姿を検討していくということだろうと思います。

では、その答申については、いつ頃までに出していただくお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 答申の時期につきましては、コロナの状況もありますので、会議が順調に進んだらということ考えたら、大体4回から5回程度の会議を予定しておりますので、本年度末3月をめどに答申をいただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 順調に進めば今年度中ということですが、まず答申をいただいて、その後、南国市の小中学校の在り方について検討していくことになると思いますが、先ほどもありましたが、地域の課題とかいうこともあるということで、小中学校の適正規模については、以前の議会でもお答えがっておりますけれども、本市の場合、規模だけで言うと、大篠小のように大き過ぎる学校と、規模が逆にすごく小さ過ぎる学校の両極端になっていると思います。それを少しでも打開するために、奈路小、白木谷小の特認校制度、あるいは大篠小の隣接校選択制度が行われておりますけれども、実際に今年度、今現在ですけれども、この2つの制度を活用して、大篠小学校から、大篠小学校だけじゃないですけれども、他の校区にこの2つの制度で通学されている児童数は、実態はどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきました特認校制度並びに大篠小学校隣接校選択制度の活用状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず、現在、特認校制度を利用しまして、奈路、白木谷の両校に通っていただいております児童は合計で27名で、大篠小学校校区から18名、十市小学校校区から1名、後免野田小学校校区から1名、長岡小学校校区から3名、岡豊小学校校区から1名、国分小学校校区から2名、久礼田小学校校区から1名となっております。

次に、大篠小学校隣接校選択制度を利用しまして大篠小学校校区から隣接校に通っておられます児童は、合計で88名で、校区の内訳を申し上げますと、三和小学校に5名、日章小学校に19名、後免野田小学校に43名、長岡小学校に11名、岡豊小学校に10名となっております。以上

でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） かなりの児童がこの制度を活用されているということで、今年5月1日現在の各校の児童数、生徒数の資料を、この前、配られたようでありましたけれども、今お答えいただいたように、多くの方がこの2つの制度を使って、結果的に小学校で大篠小学校の在校生は774人だったかな、700の後半ですけれども、両制度によって、18人と88人で106名の児童が他の学校に通学されているということです。一方で、小学校、希望の家分校を除いて、稲生、三和、大湊、国分、奈路、白木谷の6校が100人を切って二桁、稲生、大湊、奈路、白木谷の4校については複式学級となっていると伺っております。後免野田小学校については、大篠小校区から43名の児童が通学されているということで、教室が足りなくなるために、今年度は選択制の募集をストップしたと伺いました。それでも、やはりこの制度は非常に有効に活用されて、効果が出てると私は評価しております。

また、中学校については、香長中学校が各学年で200人前後いるのに対して、鳶ヶ池中と北陵中は全校生徒で100人台の後半、香南中学は86人となっております。これまでの議会答弁では、香南中学校については特認校制度、あるいは小中一貫校や義務教育学校などが検討されているというふうに聞いてますけれども、どういった形がよいのか、地元の方の意見も聞きながら、十分な検討が必要だと思います。教育委員会では、先ほども教育長が触れられておりましたけれども、全校区を回って、また地域とも懇談をして進めてきて、3月議会の有沢議員への質問に対して、6つの代表的な意見というものが答弁されておりました。小規模校では特色ある取組のメリットをしっかりと発信してほしい、また児童数の減少を食い止めるために地域の住環境を整備してほしい、地元の若者が住むことができるようにしてほしいというようなこと。そして、学校の統廃合については、地域の議論が必要である、地域からの意見を吸い上げることができるようにしてほしいというようなこと。それから、L2程度の地震が来たら、本校は波力に耐えられないというようなことで、継続的な子供たちの学びの保障をする場をつかってほしいというような、また将来的に統合が予想されるなら、早く統合したほうがよいのではないかという意見とか、東日本大震災のことを考えると、統合もやむを得ないのではないかなというような意見があったというふうに答弁されておりました。やはり子供たちの教育環境ばかりでなく、地域の存亡がかかっていると、そういうふうに地元の皆さんも思っていると思います。そういった観点が必要だろうと思います。したがって、学校教育の在り方を考えるに当たっては、教育委員会での議論も大変重要ですが、それを踏まえた上で、市としての対応も必

要だというふうに思いまして、私は今回、市長の政治姿勢として取り上げさせていただきます。

そこで、市長にお伺いします。

教育委員会では、南国市の今後の小中学校の在り方について調査審議していくということですが、すけれども、小規模校では児童の集団生活、あるいはクラブ活動にも大きな影響があります。学校の施設整備などハード面への制度もちろん重要ですが、やはりこうしたソフト面についても検討しなければならないと思います。市長としては、現状をどのように捉えておられますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員の御質問のとおり、児童生徒の減少による学校規模の小規模化というのは、教育活動にももちろん影響があるということは承知しております。一方、そうした現状を、それぞれの学校が、保護者、地域とともに創意工夫をしていただきまして、教育効果はもとより児童生徒一人一人を大切にした特色ある学校づくりを進めていただいております。ことに、本当にありがたく感謝をするところでございます。

先ほど教育長が申しあげましたとおり、今後、考える会の答申も踏まえまして、教育委員会と連携しながら、ハード面そしてソフト面の両面から、学校教育の充実に向けた取組を進めていかねばならないと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時54分 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。3番西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 午前中に引き続き質問させていただきますが、先ほどの市長の答弁で、ハード面、ソフト面、両面から学校教育の充実をということでございましたけれども、学校の適正規模からいえば、統廃合という議論も起こってくると思います。地元の方々も、そのことは十分意識されているのではないかと思います。学校がなくなれば地域が衰退する。地域にとっては大変大きな問題であり、地域の活性化を求める声が強いわけであります。

そこで、市長にお伺いしますが、中山間地域の活性化、あるいは安心して暮らせる地域づくりなどということ掲げられておりますが、具体的な施策が必要だと思っております。地域づくりの

ために尾崎県政が強力に進めた集落活動センターも、稲生地区以外では設立できていないという現状です。この学校の在り方の議論は、地域づくりと大きく関係してまいります。両者を関連づけて、市長はどのように考えをお持ちでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 御承知のとおり、市内中心部の人口は増加傾向にある一方で、周辺部の集落では著しい人口減少と高齢化が続いているところでもあります。このことで、市中心部の学校と周辺部の学校との間で児童生徒数に偏在が生じているところでもあります。

これから、学校の適正規模について議論がされる中で、地域の皆様にとっては、学校の在り方と併せて、いかに地域内に住んでもらうか、また地域コミュニティーを維持していけるかに、大きな関心を持たれていることと思います。

市立公民館単位で実施してきました市長と市政を語る会の中でも、地域内の子供の数が少なくなっていることや学校の存続についての不安の声もいただいていたところです。特に北部中山間地域や周辺地域の定住環境をいかに維持していくかは、喫緊の課題であると考えております。本年度策定いたしました総合計画後期基本計画にも位置づけいたしました。周辺地域に対する定住促進、地域コミュニティーの維持につきましては、学校の在り方にも影響を及ぼしますので、並行して考えていく必要があり、取組を一層強化すべきであると考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 周辺地域に対する定住促進、あるいは地域コミュニティーの維持というようなことを言われましたけれども、ではそういったことを具体的にどのように進めるのか、どういった施策で進めていくのか、お考えをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 市内周辺地域への定住促進といたしましては、平成30年4月に高知県から都市計画法の権限移譲を受けて、同時に市独自の条例として策定いたしました南国市都市計画法施行条例に基づく開発許可の立地基準の運用によりまして、市内の周辺地域のコミュニティー機能の維持を図っているところでもあります。この運用につきましては、現在、人口動態等の経年調査、分析を行っておりまして、改めて開発許可基準の再検討を行うなど、定住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

北部中山間地域におきましては、飲料水や生活道など、住民生活に必要となります生活インフラ整備を、辺地に係る総合整備計画により進めてまいります。また、日常生活における移動手段の確保、市中心部との交通ネットワークといたしまして、北部中山間地域の予約型乗合タ

クシーや、平成30年度に導入をいたしましたコミュニティバスと市内の公共交通網の充実に努めてまいります。

空き家の活用につきましても、平成30年の規制緩和により要件が緩和されましたので、中山間地域を中心に進めています空き家活用促進事業に加えまして、不動産事業者とも連携して、民間での流通も積極的に活用し、移住・定住へと結びつけていきたいと考えております。

地域コミュニティ活動への支援といたしましては、地域コミュニティの拠点となります地域集会所の整備や修繕への支援に加え、それぞれの地域におきまして地域活動が継続的に、また多くの人材が主体的に参加し連携できる仕組みづくりとしまして、地域内連携協議会の設立を支援していくこととしております。現時点の設立は、集落活動センター・チーム稲生と長岡西部地区の2地区となっておりますが、集落支援員等を通じてさらなる設立を支援し、地域と行政との協働の体制づくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 北部、中山間地域では、飲料水等の生活関連、また空き家の活用とか、地域内連携協議会などといったようなことも言われましたけれど、なかなか難しい課題であると思います。

先ほどの教育長の答弁で、三和小学校と稲生小学校の移転というような話もありました。また、以前の答弁では、香南中学校に大湊小、日章小を併設して、9年間の一貫教育をとというような検討もしていくようなことも言われておりました。市として、地域づくりと合わせた学校の在り方、そして教育委員会の掲げる六育、これを支えていく教育環境を整えて、子供たちの成長が保障されていくことを願うばかりです。まだまだこれから議論が始まっていくと思いますけれども、場合によっては大きな決断を迫られることもあるかもしれません。地域の声をよく聞いて進めていただくようお願いいたします。

次に、2項目め、都市再生整備計画について質問させていただきます。

まず、都市計画道路についてですが、現時点での整備の進捗状況と今後の予定について伺ってまいります。

まず、高知南国線についてですが、現在第2工区と第3工区の整備が進められていますが、海洋堂スペースファクトリーなんこくが開館して、特に第3工区については、その玄関口として重要な道路になります。市政報告では、用地買収が完了して築造工事を発注したということです。今後、第3工区については、関連事業として、後免町駅に向けての市道の整備も予定されて、L字型の幹線道路になる予定ですが、現状を見ると、東に向けての第3工区の造成で止

まっております。

そこでお伺いしますが、この後免町駅までの道路整備、市道の整備ですが、これは現時点の進捗状況について、どんな状況になってるかお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 都市計画道路高知南国線第3工区につきましては、既に用地買収は完了しており、本年5月に市道旧農協病院東線との交差点までの間の道路築造工事を発注いたしまして、令和4年1月末の完成を予定しております。

御質問の高知南国線第3工区交差点から後免町駅に向けての市道旧農協病院東線の進捗状況につきましては、令和3年5月末現在の用地取得率は70.44%で、本年度中の用地取得完了を目指しております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 本年度中、来年の1月に完成ということですが、町駅までの市道の整備については、今現在用地交渉中、70%ぐらいということで、来年度以降に完成はなるというように思います。第3工区については、特に県道南国インター線からスペースファクトリーなんこくの正面玄関への進入路になります。したがって、そこまでの供用が急がれると思いますが、第3工区の供用開始の時期については、予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 本年度中に高知南国線第3工区の道路築造工事が完了する予定でございますので、道路完成後は、後免町駅に向かう市道旧農協病院東線の幅員が広がっていない状況であることから、都市計画道路高知南国線の道路幅員を市道旧農協病院東線との交差点の手前から徐々に減少させていき、交差点に接続させるとともに、「この先幅員減少」等の看板を設置するなどして、注意喚起を促した上で、本年度中の部分供用を開始したいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 都計道路の部分については今年度中の部分供用ということですがけれども、先ほどありましたように、町駅へ向かう道路が幅員が広がっていないということですがけれども、ではその町駅に向かうこの市道の供用は、いつ頃を目指しているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 交差点から北に向けての市道旧農協病院東線につきましては、本年度中に用地買収を完了させて、令和4年度当初に道路築造工事を発注し、同年度内に完成

させ、供用を開始したいと考えております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 予定では来年度中に供用を開始したいということですがけれども、このL字型となる道路の整備については、その供用開始によって車の通行量などが非常に変わってくると、そういったことで、地元住民にとって非常に心配の声もあります。この道路が開通すると、今話をしています町駅までのL字型になる交差点といいますか、曲がり角の部分ですが、ここについて、町駅へ向かうとなると、信号がどうなるかにもよりますけれども、渋滞することが予想されると。そのため、迂回路として、東へ進んだり南へ曲がったりということも考えられます。どちらに迂回しても、これらは車の行き違いができない、本当に狭い道路です。それでも周辺住民にとっては生活道、また子供たちの通学路になっております。

そこで、この高知南国線の整備に絡んで、その周辺整備について質問しますが、住民の安全を考えると、周辺整備として市道の拡幅も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 現在、城陸など周辺の地区より、既存の水路の蓋がけによる道路拡幅の要望が2か所ありますが、城陸公民館北側の水路の蓋がけは本年度に行う予定です。このように、要望があれば、今までのように道路拡幅の検討は行っていきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 直接都計道路との接点の部分についての話はありませんでしたけれども、城陸公民館の北側の水路に蓋がけを今年度中に行うということですが、このあたりは、以前にも質問しましたけれども、新川雨水排水の枝線の整備も関わっております。市道南国署北線、旧の南国警察署の北側の通りですが、この市道については、新川から、今話をしているところの南のところまで下水道工事が進んで、道も広がっておりますが、なかなかその先へ進まないという状況です。

そこで、改めて上下水道局長にお伺いしますが、その後、この枝線の工事の予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 上下水道局長。

○上下水道局長（橋詰徳幸） 新川雨水排水の枝線の整備につきましては、市道南国署北線と市道旧農協病院東線が交差する付近から、県道南国野市線に向けて、約69メートルの工事を令和3年度中の完成を計画しており、現在、発注に向けて準備中でございます。

また、市道の交差する箇所から東に向けての雨水排水路の整備につきましては、令和4年度以降の工事計画をしております。なお、排水路の実施設計業務委託は、令和2年度に完了しております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 県道野市線、町駅に向けての道路になりますけれども、ここは今年度中に完了するということですが、南北の道路が、下水道が埋設されて、今現在の水路の部分だけ広がるということだと思います。

また、城陸公民館へ向けても実施設計業務が委託されているということですので、来年度以降に整備が進んでいくのかなというふうに理解しました。この周辺整備については、地元からも要望が出ております。後免東町、あそこの交差点も、現在、県道の拡幅工事が行われておまして、信号機がどうなるかということもあります。これらの幹線道路の整備によって、車の流れが大きく変わってきます。周辺住民にとっては、非常に生活に支障が出ないようにしてほしいということです。単に幹線道路の整備だけではなく、周辺整備も同時に考えていただきたいと思います。この点について、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 御心配の周辺住民への交通の影響でございますが、対策としましては、ものづくりサポートセンター前から東の都市計画道路や後免町駅とつながる南北の拡幅予定の市道への車の流れを、表示板や路面標示等により、既存の狭い道路への迷い込みが少なくなるように誘導をしたいと考えております。

また、計画されている下水道事業が進むと、既存の水路への蓋がけにより道路が拡幅される予定でありまして、それ以外の道路の拡幅等につきましても、従来どおり、地域からの要望を真摯に受け止め、順番に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 狭い道路への迷い込みというようなことで、町駅のところは信号機があって、それを迂回してもう少し東へ行くと信号機もないということで、意図的に迂回するというようなことも考えられるわけで、やはりそのあたりが非常に心配されているところであります。そういったことで、道路が広がると、逆に迂回路として通る車が増えて困るという声もあるのも事実ですが、いずれにしても、この周辺は非常にアパート、集合住宅が多いところですし、多くの子供たちが通学路として通っておるところでございます。地域住民の安全確保、そしてその対策を最優先に考えていただくことを強く求めておきたいというふうに思

います。

次に、都市計画道路南国駅前線における後免駅前広場と後免町商店街についてお伺いします。

後免駅前線の第2工区の終点に当たるJR後免駅前広場については、市政報告見ると、まだ約20%の用地買収ということですが、最終的にこの駅前広場はどのようなものになるか、具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） JR後免駅前広場は、東西方向に約58メートル、南北方向に、西側で約65メートル、東側で約26メートルの四角形の形状で、広さは約2,600平方メートルでございます。照明、ベンチ、シンボルツリー、案内板といったストリートファニチャーの配置や舗装のデザインにつきましては、現在、南国駅前線のシンボルロード等基本構想策定作業の中で検討をしております。また、駅前広場内の歩道は、インターロッキングブロック舗装を施し、ベンチやシンボルツリーを配置いたします。車道は、バスの乗り入れが可能な右回りの一方通行のロータリーとし、バス、タクシー、自家用車の乗降場を確保するとともに、後免駅利用者やタクシーの小型車待機場として、ロータリー内に4台程度、ロータリー外に6台程度が駐車できるスペースを確保する計画案となっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） なかなか言葉では分かりにくいですが、ロータリー、時計回りになるのかな、右回りですから。バス停、タクシー乗り場、それから自家用車の乗降場所と、またベンチや案内板も設置されるということで、広々としたものになるのかなと思いますが、路線バスは神母ノ木線が廃止されて、NACOバスの植田線と前浜線しか乗り入れてないという状況です。ここは特急が止まる駅ですので、またごめん・なはり線の結節点でもありますので、公共交通の在り方も検討が必要になってくるのかと思いますし、観光客ばかりでなく県東部の方々にも後免駅で降りて滞在してほしいというふうに思います。そういったまちづくりが必要だと思います。そういった面からも、この南国駅前線がシンボルロードとして整備されているわけですが、一方でこれは後免町商店街を突っ切ることになります。

後免町商店街は、地元のごめんまちづくり委員会の御尽力で、市制50周年を記念してアンパンマンの石像が7体設置されております。で、やなせたかしロードと命名されました。このやなせたかしロードとシンボルロードとの関係が一体どうなるのか。駅前線をどのようにシンボルロードとしてふさわしいものにしていくのか。やなせたかしロードはどうなるのかというようなことについて、都市整備課長と商工観光課長にお伺いします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、本市では、都市計画道路南国駅前線の計画区間のうち、JR後免駅と電車通りをつなぐ区間、及びやなせたかしロードである後免町商店街と海洋堂スペースファクトリーなんこくをつなぐ区間をシンボルロードと位置づけ、本年4月にコンサルティング会社と南国市シンボルロード等基本構想業務委託を結んだところでございます。今回の基本構想においては、周辺の景観に配慮した街路や広場整備を進め、休憩やイベントなどに対応できる憩いの場を設けることで、周辺住民だけでなく観光客の利便性を向上させるとともに、海洋堂スペースファクトリーなんこくや新図書館、そして中央地域交流センター等の新しい拠点施設ややなせたかしロードへの誘導を可能とし、中心市街地の活性化の一助となる施設を検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） シンボルロードについては、都市整備課を中心に関係部署でこれから具体的な計画の作成に向けて協議を行っていくこととなりますが、商工観光課としましては、JR後免駅の利用者が、駅前線から後免町商店街を通り海洋堂スペースファクトリーなんこくに来ていただけるようにしていければと考えております。

シンボルロードには、例えば写真映えする、また通行者が参加して写真が撮れるようなオブジェの設置などを行い、楽しみながら歩いていただけるような仕組みをつくれれば、アンパンマンの石像が並ぶ後免町商店街、やなせたかしロードとシンボルロードは、連続した通りとしての特徴を発信できるのではないかと考えています。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 今の都市整備課長の説明では、後免町商店街、やなせたかしロードのシンボルロードに含まれているような感じで受け取りましたけれども、車の通る都計道路と人が通る商店街通りというイメージになるのかなと思います。駅前広場の買収率がまだ20%ということで、かなり苦勞されていると思いますけれども、以前には、美観のために電柱の地下埋設というような意見もあったと思います。

では、市長にお伺いします。

市長は、この駅前広場と後免駅前線、シンボルロードの整備、併せて新図書館の整備によって中心市街地の活性化策としておられますが、市長自身、相当な力を入れてる施策ですけれども、アンパンマンの石像がある後免町商店街のやなせたかしロードをどのように活性化していきたいと考えておられますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本市の名誉市民であるやなせたかし先生には、生前より本市の振興に対しまして様々な御提言をいただき、その内容は南国市を発信する資源として非常に大切なものとなっています。やなせたかしロードもその中の一つでありまして、中心市街地を発信するための重要な素材であると考えています。西山議員のお話にもありましたが、現在、中心市街地を中心とした様々な事業が進んでおりまして、その様子が大きくさま変わりしております。商店街に人の流れを誘導する取組を進めていきたいと考えておりますが、海洋堂スペースファクトリーなんこく、新図書館、街路整備などと連携した取組を行う中で、アンパンマン像、やなせたかしロードをはじめ、やなせ先生関連の他の資源も含めて十分に活用することで、より効果的な発信ができるものと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 後免町商店街の東の入り口には、以前はアンパンマンが出迎えてくれる形になってましたけれども、今現在はそれが撤去されて、後免町防災コミュニティーセンターの前に、ばいきんまんと仲よく並んでいます。こういったスペースファクトリーなんこくから結びつけた町なか歩き、後免町の活性化のためには、また誘客のためにも、やはり入り口となる東町の電停のところにあるのがいいのではないかなと思ったりしてます。石像自体は市の持ち物ではないですけれども、市制50周年の事業で設置されたものであり、やはり地元に放り任せるのではなくって、市が関わっていくべきだというふうに思いますが、そのあたり、状況がどうなってるのか、現状と課題について説明していただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） アンパンマン像につきましては、後免町商店街の東端の民間事業者の敷地内に設置されておりましたが、県道交差点の拡幅工事に伴い移転の必要が生じたため、高知県中央東土木事務所から移転先の相談がありました。本市としても、関わりを持って移転先の検討を行ってまいりました。石像所有者のごめんまちづくり委員会の意向により、もともとの設置場所に近い商店街東端付近で複数の移転候補地を検討し、県、関連事業者、関係者等と協議し、調整を何度も行ってまいりましたが、いずれも実現には至っておりません。現在、移設場所として、シンボルロードである都市計画道路南国駅前線と後免町商店街が交差する場所に整備される予定の広場への設置が案として上がっており、ごめんまちづくり委員会の了承もいただいているところです。現在仮置き状態となっているアンパンマン像は、広場整備後、敷地内に本移設をされることになれば、シンボルロードとやなせたかしロードの交差点の

目印となる予定であります。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） アンパンマンが都計道路と商店街の通りの交差点に広場が予定されておいて、そこへ移すというようなことで、観光客から見ればそっちが入り口になるのかなとも思ったりしますが、私は、当時担当としてこの設置に関わらせていただいた関係で、非常に東町にアンパンマンがないのが寂しく思っている次第ですけれども。この都計道路の整備によって後免町も大きく変わってきます。市長が言われたやなせ先生の関連の資源と言えば、旧柳瀬医院跡地のやなせたかし公園があります。非常にきれいに管理されておりますけれども、またすぐ横に新図書館の整備も計画されていると。ぜひシンボルロードとして整備すると同時に、やなせ先生、アンパンマンを活用させていただいて、中心市街地の活性化に取り組んでいただきたいというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。市の財政も考えていかないとはいえませんが、ぜひ積極的な取組をよろしくをお願いします。

最後に、3項目めの住環境整備についてお伺いします。

住環境整備については、前回の3月議会でごみステーションの設置について質問させていただきましたが、今回は公園整備についてお伺いします。

先ほどの都市計画道路南国駅前線の質問の中で、商店街との交差点に広場を計画しているということでした。また、ものづくりサポートセンターの西側、商工会館の南側にも遊具がある広場が設置されております。私は、南国市の公園についてどのくらいあるのか、例規集で調べてみましたが、都市公園として緑ヶ丘に3か所、児童遊園地として市内に14か所が条例で定まっています。ところが、昨年度、遊具の大改修をした吾岡山文化の森子どもの広場がなかったので、担当課に確認したら、現在条例化を検討しているということでした。

ここで都市整備課長に確認したいのですが、公園については、例えば市街化区域には人口に対してどうか、あるいは開発するにはどれぐらいの公園がいるとか、そういった法的に整備が義務づけられていることはないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 都市計画法における公園の設置基準につきましては、開発許可の技術基準において、0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為が行われる場合には、開発区域面積の3%以上の公園等を設けることが義務づけられておりますが、住民1人当たり何平方メートル以上の公園等を設置すべきといった都市計画区域における面積要件などの規定はございません。都市公園につきましては、都市公園法において、1つの市町村全域で住民

1人当たり10平方メートル以上、市街地においては住民1人当たり5平方メートル以上の都市公園面積を参酌すべき基準として定められております。また、土地区画整理法では、施工区域内における計画人口の1人当たり3平方メートル以上かつ施工地区の面積の3%以上の公園面積が設計基準として定められております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 開発許可の際とか、土地区画整理とかといった場合にはあるけれども、なかなか一般的な法的根拠が明確にないというようなことだろうと思いますけれども、市民にとっては、住環境として非常に必要なものだと思います。

都市計画マスタープランを見ると、策定に向けて、市内を6つに分けた地域で個別の市民意向調査、満足度調査が行われていますが、その調査結果で、どの地域でも快適性と利便性に不満が多くなっており、中央地域以外では、公共交通に関する不満が非常に多い。どの地域でも共通しているのは、生活道路の整備、それと公園・広場の整備についてです。この公園・広場の整備について、マスタープランには、適正な公園・緑地の配置や身近な広場の整備検討が掲げられています。そして、まちなか広場の整備もうたわれていますが、このマスタープランに掲げたもの、身近な広場の整備、まちなか広場の整備について、どのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） まちなか広場の整備につきましては、都市再生整備事業におきまして、令和2年12月に海洋堂スペースファクトリーなんこくの西隣に広場を整備したところでございます。また、現在、同じく都市再生整備事業で、シンボルロードである都市計画道路南国駅前線と後免町商店街が交わる場所に、新たに広場、南国駅前線沿道広場とありますが、の整備を進めております。これらのまちなか広場は、市民や来街者の回遊性を高めるための憩いの空間として、また都市イベントなど、多様な都市活動に利用できる広場としての活用が期待されております。さらに、広場のオープンスペースは、災害時の一時避難場所として活用していただけるとともに、南国駅前線沿道広場の地下には耐震性防火水槽を設置するなど、災害対応の設備も備える計画となっております。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 防火水槽の設置なども、災害対応も検討されているということで、安心もするところですが、それにしても、特に人口が集中する大篠地区の公園については、吾岡山文化の森以外では新川児童遊園地しかありません。市街化区域として人口が密集する大

篠地区に公園がない。これでは快適性に不満があるのは当然だと思います。人口増につなげるための市街化区域ですけれども、市民の憩える公園・広場がない、住環境としてはいかがなものかだと思います。市街化区域の中にも、まだまだ公園・緑地として活用できる土地があるのではないかと思っております。

そこで、最後に市長にお伺いしますが、公園・緑地・広場の整備について、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員の言われるとおり、人口が集中する大篠地区におきまして、市民が憩える公園や広場がまだまだ不足しているという認識がございます。今後、大篠地区などの市内中心部におきましては、現在進めております南国駅前線沿道広場を令和4年度に、そして篠原土地区画整理事業の区域内に2つの公園を令和4年度と令和5年度に、それぞれ整備してまいります。

公園や広場は地域住民の交流や憩いの場でありまして、地域コミュニティの核としての役割を担っているほか、災害時の一時的な避難場所としての役割も担っております。また、子供たちにとりまして、公園は身体的・精神的・社会的な発達上、重要な役割を担っている遊びの場であるとともに、子育て世代の方が居住を考える上におきましても重要な都市施設でありますので、市街化区域における公園・緑地・広場の整備を計画的に進めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西山議員。

○3番（西山明彦） 区画整理で2つ篠原にできるって、これ、法的に義務づけられているものだと思いますけれども、市長も認識されているとおり、公園・広場は絶対的に少ないと思います。今、市長が言われたように、公園については、南海トラフ地震などの際の一時避難場所にもなりますし、また一定の広ささえあれば、不足していると言われる仮設住宅の建設場所にも使えるのではないかなというふうに思います。そういった意味でも、公園の整備はとても大切なものだと思います。

先ほど質問した学校教育の在り方の中でも、やっぱり地域づくりと触れながら、教育委員会も地域懇談会の中で若者が住みたくなるまちづくりと地域づくりという声があるということです。そうした視点からも、やはり不満が多い、どこの地区でも不満がある公園・広場の整備は大切な施策だと思いますので、総合計画でうたう「緑とまち笑顔あふれる南国市」、この緑の整備に向けても、この緑というのはちょっと実は少し意味合いが違うかもしれませんが、ぜひ

ともこの総合計画にうたう「緑とまち笑顔あふれる南国市」のためにも、公園の整備についても真剣に取り組んでいただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 4番神崎隆代議員。

〔4番 神崎隆代議員発言席〕

○4番（神崎隆代） 公明党の神崎でございます。

初めに、新型コロナワクチン接種に関しまして、職員の皆様には休みも返上して応援体制を組み、取り組んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。特に保健福祉センターの所長をはじめ職員の皆様につきましては、大変に御苦勞をされておられることと思います。心身ともに御自愛いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますが、通告とは順番が変わっております。貧困対策、ヤングケアラー、奨学金返済支援、消防行政の順に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

1つ目の貧困対策、女性の生理の貧困につきましてお聞きをいたします。

長引くコロナ禍にあって、市民の皆様の中には、経済的に行き詰まっておられる方々が大変多くなっていることと思われまます。国のほうでも生活困窮者への対応の強化を図ってきましたので、改めてこれまで表面化していなかったことが見えてきたのではないかと考えますが、社会福祉協議会の事業の中での実情、また保護世帯の実情も併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 生活保護世帯の動向につきましては、以前からも件数等はそれほど大きく変わってはおりません。コロナ禍以前の動向から、特徴的な変化っていうものは見られておりませんが、ただその中でも、近年、特に居住の実態がない、あるいは居住の場所を失った方の生活保護の申請っていうことが、令和元年度では6件、令和2年度で13件と、増加傾向にあると考えております。また、社会福祉協議会についても確認を行いましたけれども、意外に稼働年齢、20代半ばとか30代前とかいう方で、稼働年齢で、特に問題があるわけじゃないけれども、長期間お仕事をされてない方、あとまたあちこちに借金があって、その借金返済によって月々の返済で生活が困窮している方が意外に多いということを、社会福祉協議会から聞いております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 困窮者支援策である生活福祉資金貸付制度や緊急小口資金総合支援資金など、多くの方が利用されたことと思いますが、それでもなお生活が苦しい方々のために、物資の支援などは行われているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 急迫した状況にある方につきまして、危機管理課の備蓄食料のローテーション分を譲り受ける、もしくは生活保護系の予算で購入する、そういう方法によりまして、ストックしてある食料を支援することはございます。

社会福祉協議会におきましても、御寄附をいただきました食料や文具等を、困窮している世帯の方に手渡したりすることはございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） コロナ禍の対応の中で、特にこれまであまり目に見えてこなかったことの一つとしまして、経済的理由で生理用品を買えない、生理の貧困という問題が表面化してまいりました。これは、国会でも公明党の佐々木さやか参議院議員が質問し、竹谷とし子参議院議員が参議院地方創生及び消費者問題特別委員会で取り上げるなどして、支援を訴えております。

そこで、福祉事務所や社会福祉協議会における物資の支援の中に、対象となる家族がいる場合には、生理用ナプキンも添えてお渡しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 限りある予算の中では、どうしても直接命に関わる食料を優先したいというところではございます。ただ、実際、防災備蓄のローテーションに係る物資を譲り受けるとか、そういうことが可能であれば、福祉事務所、もしくは社会福祉協議会等での提供は可能であると考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 物資の確保ができれば可能ということですので、提供時には父子家庭にも細やかな対応をお願いいたします。

危機管理課長には、防災備蓄倉庫に生理用品を備えておられることとお聞きしております。これも腐るものではございませんが、ある程度の時期にはローテーションをしていただき、提供していただきたいのですが、危機管理課長の御見解をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、災害用備蓄品といたしまして、生理用ナプキン36万

280枚を備蓄をしております。使用期限が迫り、入替え時には提供をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） どうかよろしくお願ひいたします。

私たち公明党としまして、4月12日に県へ、また4月14日には南国市平山市長へ、生理の貧困に対する要望書を提出させていただきました。要望の一つに、南国市内における実態調査のお願いをいたしました。実施していただきましたでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 要望書の御提出を受けまして、教育委員会としまして、市内小中学校に対しまして、実態把握のための聞き取り及び文書による実態調査を実施いたしました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 学校現場では、これまでも養護教諭の対応として支援をしてこられた経緯もあると思いますが、これまでは渡したナプキンの返還を一応求めてきたと思われま。今回、改めてこの問題の背景にある要因を考えた場合、返還を求めない対応も必要かと思ひます。お考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の生理用品の返却に關します市内小中学校の対応状況につきまして御報告を申し上げますと、ほとんどの学校は、児童生徒に返却を求めておりませんでした。数校ですが、借りたものは返すという教育的指導も大事だと考えまして、構んかったらお家から持ってきてねと返却を促すような声かけをしている学校もございました。この学校も、決して返却が強制にならないように配慮しているという報告を聞いております。

神崎議員のお話がありまして、学校に生理用品が十分確保できているような状況でございましたら返却を求めないという対応は、困窮家庭への配慮や、並びに保護者負担軽減という教育委員会の施策とも合致をしておりますので、そうしたことは取組が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 伊藤次長の御答弁から、各学校での対応につきましては配慮していただひいることがうかがえます。

1つ、気になることは、学校に生理用品が十分確保できているのであればということなんです。

が、学校に生理用品の数が十分確保できていない場合、返却を求めることにもなり得るということでしょうか。そうすると、やはり物資の十分な確保が大事になってまいります。国は、女性の相談支援及び居場所づくり等に係る交付金である地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進を行っているところですが、交付金の補助率を引き上げるなどの予算措置、つながりサポート型により、この事業をNPO等に委託し生理用品の調達を行うことも提案していますが、南国市はどのような方法で生理用品の調達を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 生理用品の調達に関します御質問ですが、市内小中学校に確認をしましたところ、学校配当予算で購入している学校や、企業が行っております無料配布や無償提供に申し込むなどして調達している学校がございました。先ほど危機管理課長が御答弁申し上げました中にありましたように、教育委員会としましては、備蓄品としての生理用品のローリングストックを活用させていただいて、その活用方法として、学校への配布もお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 危機管理課長にお聞きいたします。

教育委員会としましては、防災備蓄品の活用をお考えですが、現在備蓄している生理用品の入替えはいつ頃となっておりますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在の備蓄品の入替え時期は、令和5年度の予定となっております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 現在の入替え方法では5年ごとに物資の確保は可能となりますが、それ以外につきましては活用することができません。この生理用品提供につきましては、日常的、普遍的サービスとしていくことが重要だと思います。そのためにどのような方法がございますか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 災害用の備蓄品として備蓄を行っておりますので、提供した後の補充を行うことが前提となりますけれども、使用期限を大きく逸脱することがないように、一括購入ではなく分割購入を進めることで、無駄のない提供も可能になるのではないかと考え

ております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） そのようにしていただきたいです。一度に入れ替えるのではなく、毎年決まった数ずつの入替えをしていただければ、安定した数の確保と利用ができますので、手間はかかりますが、お願いをいたします。

必要と認められる児童生徒に対しては、どのような渡し方を考えておられますか。言い出しにくい子供には、ミモザカードを使ってそっと手渡す方法もございますが、かえって目立つという意見もございます。また、トイレに置いておく方法もございますが、不潔であるという指摘もございます。受け取りやすい環境をつくらなければなりません、南国市の対応につきましてお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきましたこの件につきましても、各学校に調査をかけてみました。児童生徒が養護教諭や担任などに気軽に相談できる、また打ち明けられる受容的な関係、雰囲気づくりというのは、とても大切だというふうに考えております。市内小中学校に確認しましたところ、ミモザカードというような取組を行ってる学校はございませんでしたが、先ほど申し上げましたように、特に保健室経営の中で、気軽に相談できる受容的な児童生徒との関係、雰囲気づくりに努めているというような報告を受けております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 要望書をお渡しいたしましたので、福祉事務所でも教育委員会でも様々な御検討いただいたことと思います。他市では既にいろいろな方法で実施をされております。衛生面を考えて、専用のケースや袋に入れてトイレに備え付けているところが多いようです。南国市としましては、学校のトイレへの設置はお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校のトイレへの生理用品の設置についての御質問でございますが、こちらも学校現場に意見を聞きましたところ、多くの意見が、コロナウイルスの感染症が心配される中、不特定多数の児童生徒が触る可能性があることや、持ち帰る可能性やいたずらが起きる可能性があるといった、衛生上の問題や管理上の面で心配する慎重論が大半でございました。一方、少数意見ではございましたが、備え付けて助かる児童生徒もいるだろうし、緊急時や自分から言い出せない児童生徒にとっても助かるのではないかという御意

見もございました。備え付けるほどのストックがないということも、現状にはあると聞いております。

このような現状から、教育委員会としましては、直ちに生理用品を設置するという判断には至ってはおりませんが、全国的にトイレに設置する学校も増えてきておると聞いておりますので、今後とも学校と協議しながら、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 東京都では、全都立の学校に9月から配置をするということが決まっているようです。何らかの工夫をしていただいて、設置をしていただければと思います。

もう少し他市の取組を上げますと、三豊市では、小中学校と市の社会福祉協議会に生理用品をセットにして配布、坂出市は、窓口に置いてあるカードを示せば生理用品を無償配布する事業、プリンセスプロジェクトを市の福祉課の窓口と社会福祉協議会で開始しております。善通寺市では、子ども課の窓口で希望者に配布、まんのう町では、小中学校の児童生徒に一斉配布など、各地で独自の対策が進んでおります。福祉事務所長は、窓口の配布につきましてはどのような方法をお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 窓口での一律の配布というのも、もちろん検討は可能だと思っております。しかしながら、本当に必要な世帯に届けるという観点から、生活困窮者や児童養育中の世帯など、各担当が小まめに面接をしたり話をしたりしておりますので、それを通じまして、必要とする世帯に届けることができるのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） いろいろ方法はございますが、窓口に設置された専用のカードを提示することで、声を出さずに受け取れるようにすることや、生きづらさを抱えた女性が相談できる窓口が分かる一覧を一緒に袋に入れて渡すなど、必要な支援を受けられるように工夫をしていただきたいと思います。

これまでの質問以外にも、今後の対応について御検討していただいているようでしたら、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど議員がおっしゃいました地域女性活躍推進交付金についてでございますが、県が6月議会で補正予算の後、事業にかかるということで、事業化の際に

は市町村に協力をとということで、まだ詳細は伺っておりませんが、それが参りましたら、どの課か、まだ担当課、決めてございませんが、これの事業に協力してまいりたいということで、今考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

ヤングケアラーについてですが、家族の介護や幼い兄弟の世話に追われる子供、ヤングケアラーの存在が注目されています。本来なら大人が担うべき家事や家族の介護、身の回りの世話などを行っている18歳未満の子供のことですが、厚生労働省と文部科学省が4月にまとめております実態調査を踏まえての御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） ヤングケアラーという言葉なんですけれども、最近、新聞なんかでも特に注目をされております。家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケアを子供が責任を持って引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供さんのことを言います。今回、厚労省と文科省の実態調査では、世話をしている家族がいると回答した子供は、中学2年生で5.7%、全日制の高校2年生では4.1%という結果でした。その中には、世話をしているが自分への影響は特にないと回答した子供が半数おりましたが、一方で、ほぼ毎日家族の世話をしている中高生が5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生も約1割存在するという結果であったことには、正直驚きました。また、本人にヤングケアラーであるという自覚がなく、子供らしい生活が送れず、また誰にも相談できずにいる状況もクローズアップされましたので、そういうことを聞きますと、非常に心が痛みます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 中高生を対象とした全国調査をされたわけですが、福祉のほうでは、訪問などで対象になる子供の存在に気づかれたことはございますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉事務所のヤングケアラーの担当部署といたしましては、こども相談係となります。現在、ヤングケアラーであると認定して対応しているようなケースはございませんが、多子世帯で兄弟が多く、幼い妹、弟の世話をしているなどの状況を把握しているようなケースにつきましては、心配であることから、見守りを続けているというような案

件は幾つかございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 学校のほうではどうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） ちょうど4月の定例校長会で、教育長からこのヤングケアラーについてお話がありまして、そうした対象の児童生徒はいるものというふうを考えて状況把握を行うようにと、校長に指示をしたところでございました。

御質問のこのヤングケアラーではないかと学校が心配している児童生徒の状況でございますが、4校から、心配のある児童がいるとの回答、報告を受けております。報告によりますと、単身家庭で体調不良の親に代わって家事をする時間が多かったり、兄弟に乳幼児がおり、そのお世話をする時間が多かったりしているということです。この該当児童生徒については、こうした状況から、授業中に居眠りが多くなったり欠席がちになったりと、態度や様子に変化が生じているとの報告を受けております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 教育長の早い対応に感謝をいたします。子供にとりましては、お手伝いの範囲を超えて負担が大きくなれば、学校に行けなくなる場合や友人関係の行き詰まり、進路への影響など、深刻な問題に発展するケースがあることも分かっております。誰にも相談できずに1人で抱え込んでいる状況にある子供もいるのではないかと心配します。早期発見をして支援につなげていくことが必要ですが、どのように取り組まれますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） ヤングケアラー問題につきましては、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、早期発見の上で支援を行うことが重要であると考えております。今回、厚労省と文科省が連携し、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めております。

しかしながら、先ほど教育次長のほうからもお話がありましたけれども、家庭内のことで一見、見えにくい、また子供自身が幼い頃より家族のケアを通常のお手伝いとして行っておることもあります。また、こうした生活が当たり前と考えていることなども上げられることから、支援が必要であっても表面化しにくい状況とはなっております。上記のプロジェクトチームでも、学校の教職員は子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、問題の把握に至ったケースが多いこと、また既に医療、介護、福祉等の機関による医療ソーシャルワーカー

カー等や介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職の関わりがある場合も一定数あること、そして民生児童委員や子ども食堂をやられている方など、地域目で発見、把握することも重要であると提言をしていることでもあります。既存の社会資本の中で速やかに発見するという体制を構築することが、今後は重要になると考えております。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校では授業態度や生活の様子、さらには家庭学習の様子などから、児童生徒の変化を見逃さないように、日々の観察が大切であると考えております。担任は、必要に応じて家庭への連絡や家庭訪問を行うことも有効であると考えております。校内支援委員会など、児童生徒に関する情報共有や対応方法などを話し合う場におきましても、組織的な早期発見、早期対応が徹底できるように取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

先ほど福祉事務所長が御答弁申し上げましたように、要保護児童対策地域協議会等、常に関係機関とも情報交換や情報共有を行っていくことも、早期発見、早期対応の鍵になるものと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ヤングケアラーにつきましては、その存在を多くの方に知ってもらう取組も必要だと思います。福祉、介護、医療、教育などの関係機関がヤングケアラーについて理解を深めることにつきましては、どのように取り組まれますか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） ヤングケアラーにつきましては、その名称や概念自体の社会的認知度が高いとは言えず、学校におけるヤングケアラーの認知度については、言葉を知らない、言葉を聞いたことはあるが具体的には知らない、を合わせると約4割を占めます。中高生の8割以上が、ヤングケアラーを聞いたことがないと回答をしているようです。国では、来年度から3年間を集中取組期間とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むため、ヤングケアラー認知度向上キャンペーン、これ仮称でございますけれども、これを実施し、広く国民に対する広報・啓発の推進、福祉や教育分野など関係者の理解促進、社会的認知度を高めるような当事者活動への支援に取り組むとのことになっております。本市でも、上記キャンペーンに合わせまして、広報やホームページ等で市民への周知を図るなど、活動を行っていく必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育委員会としましては、校長会や教頭会を通じまして、周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 支援策としましては、どのような支援をお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほども申し上げましたけれども、福祉だけで取り組むのではなく、保健、医療、教育等の関係機関が連携しながら実態把握を行っていき、ヤングケアラーと思われる児童生徒を発見した場合は、既存の社会資本等もフルに活用し、速やかに必要な支援につなげていくよう、協力して支援を行ってまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 池本所長、おっしゃるとおりだと思います。各機関が連携し、支援体制を整えていっていただきたいと思います。その際には、当事者が相談しやすい方法としまして、SNSやラインの活用・導入もお考えをいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

奨学金返済支援についてお聞きいたします。

学びたい人が進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の充実や返済不要の給付型奨学金が実現いたしました。これによって、経済的理由で進学を断念しなくてはならなかった学生にとりましても、大きく道が開けたとうれしく思います。しかしながら、今、現役学生の3人に1人が何らかの奨学金を利用しているという現状の中、卒業後、返済額の負担が重くのしかかり、悩みを抱えている若者が多くいるという現実があります。特に高知県の給与水準では、なかなか厳しいという声もお聞きいたします。

そんな中、奨学金返還支援制度の拡充が図られました。この制度につきまして、生涯学習課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） これまで奨学金につきましては、貸与型にせよ給付型にせよ、進学、学びを支援するというスタンスで、在学時にアプローチするという形で行われてまいりましたが、奨学金返還支援制度は、一定の条件、実施している自治体によってはまちまちなんですが、条件を満たす者に対してその奨学金の返還を支援するものでございまして、U・Iターンも含めて、定住促進施策として実施されているものです。また、これに対しては特別交付税措置がございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） この制度は平成27年からのもので、このたび拡充が図られました。どのように拡充されたのかお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 特別交付税措置におきまして、対象経費の範囲を全負担額の10分の5であったものが、市町村負担額の10分の10へ拡充されたほか、当該制度に係る広報経費も特別交付税措置の対象とされたところでございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） この制度の拡充の趣旨としましては、対象要件を緩和し、対象者を増やし、より多くの方に利用していただき、地方創生や若者の負担軽減を行うことにあります。本市におきましても、若者の定住促進、人口増を進める上で必要な施策だと思います。ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。この奨学金を肩代わりする制度の導入につきまして、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 大学などを卒業し社会人となられた方の中でも、奨学金の返還には大変御苦労されてる方がいらっしゃることは、これまでも耳にしたことがございます。その返還を支援することで、若者が南国市に定住をすることへつながっていく、またその歳出に対しまして特別交付税措置もあるということでございますので、南国市としまして、ぜひとも制度設計を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。南国市がこの制度を導入し、奨学金返済の肩代わりをすることは、若者にとって将来の生活設計を立てる際や、南国市で住み続けてもらう上でも明るい好材料となります。この支援の対象者要件につきましては、自治体が地域の実情に応じて決めることができることになっております。大事なことは、くくりを極力外していただき、できるだけ多くの方が対象となるように設定することだと思います。そのようにお考えだとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先行して実施する他の自治体の対象者要件なども参考としてまいります。実態として、利用しやすい制度になるようにしていかなければならないと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） もう少し具体的に提案させていただくと、対象者要件は南国市に居住する見込みという、居住要件のみの設定にさせていただいて、年数も1年か2年を超えて居住見込みとすることで、門戸を大きく開いたものになると思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 最初の制度設計の際には、多方面から考慮したものでなければなりません。定住を誘引する策としてやるものでございますから、多くの人が手を挙げやすい環境とすべきだと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） よろしく願いいたします、課長。

南国市独自の奨学金につきましても、現在の貸与型から給付型への変更をお考えであるとお聞きいたしました。これにつきましても、今回拡充された奨学金返還支援制度が活用できるということになっております。この南国市独自の奨学金につきましては、申込者が少なくなっているようですが、広報されまして、利用者支援の拡充に取り組まれますように願います。といいますのも、日本学生支援機構の奨学金は授業料の支払いに消えてしまいます。学生にとりましては、授業に使う教科書の金額は大きなものです。1冊数千円するものもございます。一生懸命アルバイトして生活費を賄っている現実の中、教科書購入費用として南国市独自の奨学金を活用できれば、さらに手厚い支援となるのではないのでしょうか。今後も継続され、利用者の拡充に取り組んでいただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 現在行っておる奨学金制度につきまして、応募者が少なくなっていることは事実でございます。ただ、その少数の応募者につきましては、日本学生支援機構の貸付を利用して、なおその上乘せとして応募してくるものでございまして、議員がおっしゃいましたように、学生さんの置かれる状況は厳しいものと認識しております。制度継続の際には、応募者が増えるように、広報につきましてはこれまで以上に工夫もしてまいります。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 制度継続の際にはじゃなくて、制度を継続をしていただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 貸与型の継続か給付型に切り替えるか、そういうことも含めて

の検討でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 今回の奨学金返還支援制度につきましては、実施するに当たっての制度設計は担当課がされると思いますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置づける必要がございます。企画課長の御協力も必要となりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

消防行政についてお聞きをいたします。

消防行政では、消防団員の処遇等につきましての御見解をお伺いいたします。

全国的に高齢化や成り手不足により、消防団員数が減少しているという危機的状況であり、平成23年からの10年間で、特に20代の消防団入団者数が約4割減少し、30代におきましても約2割減少しているようです。若者の入団者数の減少は、今後の消防団の体制維持にとりましても、非常に心配されることだと思います。南国市におきましての現状はどうか、消防長にお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 神崎議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年には、10代、20代が9名、30代が115名でありました。令和3年4月1日現在、10代、20代が19名、30代が70名となっており、10代、20代については増加をしておりますが、30代以下の団員で計算をしますと、平成23年に比べて3割の減少となっており、平均年齢も0.6歳アップして46.2歳となっておりますけれども、団員数につきましては、定員350人に対して、令和3年4月1日現在、339人を確保しており、充足率は96.8%となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 消防団員の活動は、災害発生後に限らず、災害発生前からも、土のうの設置や住民に対する早期避難の呼びかけなどの活動をされ、何かあれば直ちに現場に向かい、救援、救助活動等に取り組まれるという、大変に重要な役割を担っております。地域にあってなくてはならない頼もしい存在です。日頃からの御尽力に対しまして感謝を申し上げます。さらには、支えておられる御家族の皆様にも敬意を表します。今般、消防団の活動は、多様化、複雑化しております。将来に向けて若い人を増やしていくことを見据えたときに、課題としましてはどんなことがありますか。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 課題としましては、団員さんの雇用形態により、お勤めの方が増えて、自営・農業の従事者が減少しているということへの対応や、例えば小さいお子さんがいる団員さんなどの御家庭にあまり負担をかけない形で消防団活動に参加していただくという取組が重要だと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 若者にとりまして、入団したい、引き続き在団したいと思えるような処遇の在り方等につきまして検討していく必要がある中で、本市の出動手当、費用弁償ですが、年額報酬につきましての現状をお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） まず、年額報酬につきましては、団員4万3,000円、班長4万6,000円、部長5万円、副分団長6万7,000円、分団長9万円、副団長13万円、団長が18万円でございます。出動手当につきましては、火災・水害等の災害出動手当が6,000円、警戒や訓練等については5,000円、会議については4,000円となっております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 消防団の運営に必要な経費につきましては、どのようなものが上げられますか。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防団の運営に必要な経費としましては、消防ポンプ自動車などの燃料や点検等の費用や、消防や救助活動用の各種資機材、また団員さんのヘルメットや活動服などの個人安全装備品の整備費、また待機場所となります消防団の活動拠点となる施設の修繕や光熱水費を含めた維持管理費となります。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 国のほうからは、出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度、出動報酬を創設し、出動に関する実費につきましては、別途必要額を措置することが示されております。年額報酬につきましても、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬としまして、出動報酬の創設後も引き続き支給すべきだとされております。南国市におきましては、どういう方向で進めていかれるおつもりですか。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 南国市としましては、現在、出動に対しては費用弁償という形をとっておりますが、金額等を含めた報酬制度の見直しの検討が必要だと考えております。

年額報酬につきましては、今までどおりの報酬体系を継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 年額報酬や出動報酬等と消防団の運営に必要な経費は、区別をして予算措置をするべきだと思います。その上で、公平性の観点からも、出動報酬として、出動した方へ直接支払われることが妥当であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 先ほど御説明をいたしましたけれども、消防団の運営に必要な経費等につきましては、現在全て公費で負担をしております。年額報酬等の支払い方法については、5月に開催されました定例の幹部会において、消防団の運営にとってどのような形がいいのか、各分団、各班で議論をしていただくように、現在お願いをしておるところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 消防長のお話では、消防団の運営に必要な経費は全て公費負担としていくということです。それならば、今後、出動した人に直接報酬が支払われることになっても、団の運営がたちまち立ち行かなくなるという心配はないと思われれます。これから先々を見据えて、若者を増やしていくために、すっきりした体制となるように期待をしたいと思います。

以上で質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後2時20分 休憩

————— ◇ —————

午後2時31分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の南国市議団の杉本理です。

今回は一問一答方式で行いますけれども、担当課長に内容を伝えた後、紙で出すのが大幅に遅れました。この場をお借りいたしまして、おわび申し上げます。

さて、通告しました5点について、執行部の皆さんの認識を順次お伺いいたします。

1番目として、新型コロナウイルス感染症対策、その中でも、ワクチン接種、教育分野、教

育分野は子供の心のケアについてを主にお伺いします。そして、引き続き学生支援をということでお伺いしてまいります。ワクチンについては、土居篤男議員、西山議員と重複しないよう努めますので、よろしくお願いいたします。

多くの国民に望まれているワクチン接種ですが、日本は異常なまでの遅れと言わざるを得ません。人口100人当たりの接種回数は世界で130位、東京オリンピック・パラリンピックを目前に控える中、菅首相は、高齢者接種を7月末までに完了させるですとか、1日100万回接種などという現場の実態を無視した目標を強制し、混乱を招いています。全国の自治体職員は、感染拡大の対応で多忙を極める中、当初の計画から前倒しするよう求められ、業務量が増大しています。今回、ワクチン接種が遅れたり混乱している大もとは、長年にわたる社会保障改悪や自治体職員減らしがあるのではないのでしょうか。ワクチンの打ち手であるお医者さんの人数は、OECDの中でも最低水準。そして、3年前には、突如424の公的公立病院を名指しして再編統合を迫る。また、市区町村がワクチン接種を進めるために新規や臨時で職員を雇いたいと思っても、国のワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は交付されないなど、国の制度が使いつらいという問題もあるかと思えます。

さて、本題に入ってまいります。

まず、本市はスポーツセンターでの接種を進めておりますけれども、全国的に夏日や真夏日ということが報ぜられている中で、会場内での3密回避のために外でお待ちいただいている状況があるというふうに聞きました。このような方への配慮が、今後必要になるかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 現在、予約時間の10分前まで、椅子を用意して入り口前で待っていただいておりますが、6月19日より、サブアリーナに養生シートを敷いて待合場所兼受付にする予定です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。なかなかあの周辺の湿気もあるところですし、お待ちいただくのが大変になると思いますので、今後ともそういう配慮をお願いしたいと思えます。

次に、手続が始まった当初、なかなか予約が取れずに諦めてしまった方もいて、先日、私もネットでの手続をお手伝いさせていただきました。昨年の議会で、特別定額給付金、10万円の申請について、障害者ですとか生活保護世帯、外国人といった方々、一人一人に寄り添ったき

め細かな対応とお願い、私のほうからしましたけれども、今回のワクチン接種ではいかがでしょうか。障害者の方への対応、例えば視覚障害者への接種の御案内なんかは、点字つきで御案内をされていますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 点字つきにはなっておりません。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。点字はついてないということのお答えでしたけれども、これは厚労省からは膨大な量の事務連絡が来て、大変な状況だと思いますけれども、これは大事なことなので、3つの文書について質問をさせていただければと思います。

文書の1つ目は、令和3年3月3日付で県庁経由で来ている事務連絡。これは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について、という文書でございます。2番目は、今年度に入ってから4月13日の、市区町村衛生主管部局、障害保健福祉主管部局宛ての事務連絡。タイトルは、新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種についてと、そして3番目として、今月4日付に出された文書で、市区町村長宛ての県発0604、第6号、タイトルは新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引の改定についてという文書ですけども。それぞれ、障害者ですとかいろんな方々に配慮をしてほしいという文書になっておりますけれども、特に私が申しました視覚障害者ですとか、配慮が必要な方々については、どういうふうにしてほしいというふうを書いてあるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 3年3月3日付事務連絡、こちら、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供についてにおきましては、障害者に係る相談体制の確保や情報周知、また接種時における合理的配慮等について、通知がなされておるものでございます。本市では、接種会場の受付には筆談用のコミュニケーションボードを準備しております。また聴覚障害者の方で手話通訳者の同行を御希望の方については、接種日に手話通訳者が同行するように手配をしております。もう既に2回ほど同行支援も行っております。また、車椅子等で介助が必要な方につきましては、当日接種会場の副管理者、これ、主に管理職ですけども、が、車椅子を置く等の介助を行うことにしております。しかしながら、ただ知的障害者の方向けの絵カードとか写真については、ちょっと対応ができておりません。

また、4月13日付の事務連絡ですけれども、こちらは予防接種に係る障害者への接種についてという文書でございますけれども、予防接種に係る必要な段取り等に要する時間もかかりま

すので、その期間も考慮の上、接種の意向等について、あらかじめかかりつけ医と相談する等の準備を進めておくことが通知をされております。

南国市の障害者施設の予防接種につきましては、高齢者への接種がほぼ完了しまして、またワクチンのほうも安定供給されると仮定いたしまして、7月以降の日程で、各施設のほうに接種希望を確認をしております。5施設から、合計入所者で257名、施設従事者の方145名の合計402名の接種希望がございました。今後、各施設との調整を行いまして、7月から8月にかけて、順次予防接種を行う予定でございます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 6月4日付、県発0604号、第4号、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引（3.1版）では、高齢者の次の接種順位の者について修正があり、基礎疾患と優先順位が並列であった60歳から64歳の者の記載と年齢により、接種時期を細分化する可能性がある一文が削除され、職域接種による年齢の若い対象者により早く接種券を交付できるようになりました。また、住民票のない市区町村で接種を希望する場合は、接種医療機関が所在する市区町村に届出をし、住所違い接種届出済証を発行してもらう必要がありましたが、職域接種の場合は、この届出がなくても居住地で接種を受けることができるようになっていました。また、在宅療養患者等への接種について追記があり、接種後の経過観察をどのように行うのか、市町村と接種実施医療機関で検討を調整すること、市町村が設ける特設会場に従事する者が当該会場から訪問で接種することも考えられるとあり、よりきめやかな対応ができるようになっていました。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） それぞれお答えありがとうございます。かなりいろいろ御配慮はいただいて、接種の体制を築かれているということでお答えをいただきました。新聞報道では、私は視覚障害者ということで今回は取り上げさせていただきましたけれども、不安に思ったり、途方に暮れている障害者の方は少なくないようですので、例えば点字はないということですけども、事務作業等の都合で、今回、点字がないということかもしれませんけれども、先ほどのナプキンの話でもありましたとおり、個別にそうやって気配りができるということであれば、ぜひそういうふうに気を配っていただきたいですし、接種のお手伝いも個別に会場で行っていただいているということですので、ぜひそういった点で、今後も一人一人に配慮した接種をお願いしたいと思います。

次に、南国市には留学生や技能実習生など、様々な外国人の方が生活しておられます。例え

ば、国勢調査では多言語対応をしていたかと思えますけれども、今回の接種についてはいかがでしょうか。外国人によっては漢字と平仮名しかない文章、振り仮名振ってないですとか、そういった文書ではなかなか理解できないおそれもあるかと思いますが、外国人への配慮というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 多言語対応音声反訳サービスタブレットの導入を検討しています。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。会場に着いたら、そういうふうに御対応いただけるということですが、そもそも会場にたどり着くまでの、予約のことですか、そういったこともぜひ御対応いただけたらというふうに要望をしておきます。

次に、接種に伴う人権問題について、話を移らせていただきます。

文科省と法務省は、先日、2020年度の人権教育啓発白書を国会に報告しました。白書では、コロナ禍で感染者や医療従事者、その家族らに対する偏見と差別への対応を取り上げ、今後も注視を続けて、適切な措置を講ずる必要があるとしています。

そこで質問ですが、今回のワクチン接種は、昨年改正された予防接種法に基づいて実施されているものと理解しておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） はい、そのとおりです。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 予防接種法は、かつて接種を受けなければならないという義務設定を設けておりましたけれども、健康被害の発生などを受け、平成6年の改正により、努力義務規定となりました。この法律の表現というのは、なかなか分かりにくいところがありますけれども、この法律の第9条1項にある「予防接種を受けるよう努めなければならない」というのは、絶対に受けなきゃいけないということでしょうか、それとも受けてほしいぐらいのことでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きにもありますように、努力義務規定であり、義務ではありません。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 努力義務規定であり、義務ではないということで、明確に御答弁いただきました。

先ほど触れましたその白書に記載されている差別・偏見というのは、今回のワクチン接種においても起こるおそれがあります。接種済みの方、また未接種の方への差別・偏見がないように、市民への周知が必要かと思えます。市の印刷物やウェブサイトなどにおいて周知されておりますでしょうか。もし実施されてないようであれば、掲載する予定はありますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 周知できていませんので、接種券に同封する案内文書やホームページに、接種については努力義務規定であり、義務ではない旨をお知らせするようにいたします。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。私の元には両方の方から、受けたいという方と受けたくないという方から、それぞれそういう御不安の声を聞いておりますので、ぜひそういった丁寧な御対応をお願いできたらと思えます。

この差別・偏見に関して、次に市長にお伺いいたします。

市長は、今年1月に市民へのメッセージを出されております。その最後にこう述べられております。どのように対策を取っていたとしても、感染は誰にでも起こり得ることで、不確かな情報に惑わされることなく、基本的な感染症対策と、一人一人の思いやりのある対応をお願いいたします、ということですが、ワクチン接種が進む現段階において、この訴えに込める市長の思いを、いま一度、お聞かせいただけたらと思えます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、今までにない新たに感染拡大した感染症であるということでもありますので、目に見えないものに対する恐怖や不安を駆り立てるということになりました。感染を防ぐためには自己防疫しかなく、自分自身が行ってる防疫をしてない人に対しては、嫌悪感を引き起こすことになったところでございます。当然のことながら、いかに気をつけても、目に見えないウイルスで感染することは誰にでも起こり得ることでございまして、感染したことにより誹謗中傷を受けることがあってはならないことであります。今回の新型コロナウイルス感染症に限らず、人権として捉え、自分自身をその人の立場に置き換えて考えてみるということが必要であります。自分自身を守ることが人を守ることになる、そういった人を思いやる気持ちを常に皆が持ち続け、新型コロナウイルスに打ち

勝ってほしいという思いを込めたメッセージであるということでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。ぜひそういった見地で、引き続きコロナに関する行政、接種に関する行政を続けていただけたらと思います。

次に、住民登録のない大学生などへの接種についてお伺いいたします。

これは、先ほど保健福祉センター所長が少し触れていただきましたけれども、報道を聞きますと、市の集団接種よりも大学での職域接種のほうが早いのかなと思いますけれども、今、南国市のほうでつかんでることがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 萩生田文部科学大臣の関係では、32の大学が職域接種の申請を行っています。県内では、高知大学が職域接種の実施を希望しています。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。順番どおり行くと、学生さんは本当に大分たってからの接種になってしまいますけれども、そういったことで、学生さんには接種を受けるためだけに帰省を強いるようなことがないように、お気遣いいただけたらというふうに思います。

次に、日常的に子供たちに接している職業の皆さんへの優先接種についてお伺いいたします。

先月の5月24日、福岡県福岡市は、幼保、小中学校、特別支援学校、学童保育の保育士、教職員の優先接種を発表いたしました。福岡市以外にも、東京都港区や新潟県三条市でも、似たような発表がありました。また、昨年12月に、ユニセフ事務局長声明でも教員への優先接種を訴えていますし、文科大臣も、教職員に職域会場に来てもらって接種をとという発言をされています。子供たちの命を守るため、これも一つの考え方だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 現在の取組としましては、高齢者施設やこれから始まる個別接種を行う医療機関でキャンセルが出た場合、南国市民である保育士や保育園調理師のリストをあらかじめ作成し、子育て支援課より、当該施設や医療機関に行つて余剰ワクチンを接種してもらう体制を整え、廃棄防止に努めています。

幼保、小中学校職員等への優先接種につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部で検討させていただきます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ぜひ御検討いただけたらと思います。

ワクチンの最後として、小中学校での集団接種についてお伺いいたします。

厚労省が、ファイザー社製について、12歳以上に引き下げることを受けて、中学校や高校での集団接種を検討する自治体が出てきました。8日の萩生田文科大臣の会見では、高齢者等の優先順位に配慮した上で、保護者の同意を確認する必要があると述べています。南国市においては、小中学校での集団接種について、どのような検討をされておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の文科大臣の閣議後の記者会見の記事は、私も拝見をいたしました。その記事には、大臣は、小中学生へのワクチン接種について、直ちに集団接種が必要とは考えていない、と慎重な姿勢を示しつつ、小中学校への集団接種の必要性に関し、近く有識者から意見を聴取する考えを示したと書かれておりました。教育委員会としては、現時点ではまだ具体的な検討は行っておりませんが、国の動向を注視しながら、南国市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部との協議を含め、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、通告には単に教育と書きましたけれども、子供たちの心のケアについて、そしてマスク着用について、プール授業についてということでお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

昨年5月18日、学校が再開することに伴い、教育長は、学校再開に伴う心のケアについてというお願いの文書を保護者宛てに出されました。今回の議会質問に当たり、再度、このお願いを読みましたが、非常に分かりやすい文章でした。御家庭でのケアを引き続きお願いしたいということと、気になることがあれば遠慮なく学校に相談をという、今となれば、第4波のこの段階にも生きる、大事なスタンスだと思います。

そこで、まず伺いますけれども、このお願いを出されたときの思い、またこれに対する保護者や先生方からの反響がありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 昨年の5月18日付のメッセージですが、今でもそうですが、この時点では、親も子も、そして私たちも、今まで経験したことがない状況に追い込まれていましたの

で、お互いに見守りましょうという、お互いに寄り添いましょうと、それからストレスがあって当然ですよということ、それから一緒に子育てをしていきましょうというような思いを込めて、出ささせていただきました。

反響というのは、特にありませんでした。申し訳ございません。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） さすがにやっぱり現場出身の教育長ということで、本当に現場のことがよく分かって、子供たちや保護者や先生方への思いが非常に込められた文章なんだなっていうのを、改めて感じさせられました。ありがとうございます。

3月議会に続きまして、国立成育医療研究センター、コロナ×こども本部が2月から3月に実施したコロナ×こどもアンケートの第5回調査について、ここで取り上げさせていただきます。第5回の調査では、この1年間の振り返りに焦点を当てて調査をし、協力者は3,000人以上に上りました。中身に早速入りますけれども、私が一番ショックを受けた設問は、コロナの影響で、先生や大人に話しかけたり相談したりしづらくなっていると、そうなっているよと回答した子供たちが、半数以上に上っていることでした。先生や大人が信頼されなくなってきている、もう本当にショックでした。また、これまでの調査と比較して、様々な側面でクオリティ・オブ・ライフと書かれてたんですけども、日本語でいうと、お勉強だけでなくて人生全体の質が大事ですよということなんだと思いますけれども、これが悪くなっている可能性が示唆されました。さらには、体の健康に関するスコアが5回の調査で過去最悪、心の健康に関するスコアは、どの年代においても標準値を下回り続ける結果となってしまいました。自由記述から少し紹介すると、我慢をいっぱいした1年間だった、小5女子。心の限界が近づいている、中1男子。コロナで厳しい制限のある中で、何とかその中で楽しさを見つけようとした、中3男子。自分たちのことをなかなか素直に言えない思春期の子供たちが、ここまで書いていることに胸が締めつけられるような思いがして、この質問原稿を書いているときも、少し涙がこぼれました。

そこで、この5回目となる今回のアンケートについてお伺いいたしますけれども、報告書を御覧になったかと思いますが、どのように感じられたか、思いをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） お話がありましたこの報告書から、コロナ禍によるステイホームの時間が増えたことが要因なのか、家族とのトラブル、擦れ違いやけんかなどが

減ったとの回答の割合が57%と、うれしい報告の一方、杉本議員の御指摘のとおり、先生や大人への話しかけやすさ、相談のしやすさが減ったと答えた割合が51%、学校に行きたいという気持ちが減った、40%、うれしいと思うことが減った、44%という結果は、やはり子供たちのストレスをはじめ、教員を含む大人との心の距離感が生まれているのではないかと私も感じました。制限が長期化する中で、児童生徒が不安やストレスをためてしまっているであろう現状が伺えました。

これらが、いじめ、暴力行為、不登校など、生徒指導上の諸問題や虐待、子供たちが被害者となる事件などにつながることを決してないように、各小中学校におきましても、コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮しながら、最大限できる教育活動の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。さらには、これまで以上に児童生徒を観察したり、保護者や地域の皆さん、関係機関等と連携をしたりして、児童生徒の心のケアと生徒指導の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。教室、学校では、子供たちの学び、悩み、そして成長を先生方が様々な形でつかんでおられると思いますけれども、このコロナ禍、いよいよ1年以上たってまいりましたけれども、どのような取組をされておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 児童生徒一人一人の内面や学級集団の状態を把握するための手段としまして、楽しい学校生活を送るためのアンケート、通称Q-Uアンケートと呼んでおりますが、この調査が大変有効であると考えております。南国市では、市内全小中学校の児童生徒全員が実施するように位置づけておりまして、5月と10月の年間2回、実施しております。この調査により、学習意欲や友達関係、学級内でのいじめやトラブルの状況を把握することができますので、こうした客観的なデータによる分析と日常的な児童生徒の観察や保護者からの連絡等を踏まえまして、児童生徒のストレスや心の状態を把握するように努めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。私自身、恥ずかしながら、Q-Uアンケートというのを知らなかったんですけれども、短時間で子供一人一人について分かるアンケートのかなというふうに思います。

さらにお聞きしますけれども、こういった心理テストですとか、先生方の日頃の気づきの中

で、南国市内の学校でコロナを理由にしたいじめや問題事案が発生しているという報告はありますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） コロナウイルス感染症を理由とするいじめ事案については、現在のところ報告は受けてはおりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。コロナを理由としたという報告はないということですが、意地悪で言うわけではないですけれども、あるのにつかめてないということになれば、これは本当に大ごとになると思うんです。先ほど紹介したアンケートの結果でも、もう大人に相談しづらくなっているという数値も大分上がってきてるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 杉本議員の御指摘のとおり、学校からの報告がないからといって、いじめ事案がないとは全く思っておりません。いじめのない学校はない、いじめはどこでも起こり得ると、これが教育委員会と学校との共通理解でございます。むしろいじめがないという学校は疑うべきだと私は考えております。ただ、誤解があったらいけません、南国市の市内全小中学校ともそのような意識ではなく、本当に真摯に取り組んでいただいているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） お答えありがとうございます。コロナ前と比べて、子供たちも教職員の皆さんも、本当に心身の負担が増えていることと思います。教育委員会におかれましては、現場への気配りや声かけを引き続きお願いできたらというふうに思います。

続きまして、子供たちのマスク着用時におけるメリット、デメリット、問題点などを伺ってまいります。

先ほどのアンケートでも、マスクに関して、子供たちの思いが記載されておりました。感染が少なくなるからマスクをするのは大事と答える子もおれば、お友達や先生の顔や口が見えなくなるから嫌と答える子もおりました。マスク着用については、保護者の方から様々な声が学校に届いているかと思いますが、どのような報告が上ってるのでしょうか。

また、その報告に関して、どのように対応されているか、文科省の衛生管理マニュアルの内容なども含めて教えていただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 実は昨年度のことです。本年度は特に上がっておりませんが、保護者から、クラスにマスクをしていない子がいる、学校はどのように指導しているのかという苦情、御意見が寄せられた学校がありました。御報告を受けております。市内小中学校には、杉本議員からお話がありましたように、衛生管理マニュアルを、改定に合わせその都度通知をしております。このマニュアルに基づいた適切なマスクの着用を指導するようにお願いをしております。学校にいる間は、児童生徒及び教職員は、基本的にはマスクを着用することとしております。気温や湿度が高いなど、熱中症の健康被害の発生するおそれがある場合や体育の授業などにおいては、例外的にマスクを外すという指導も行っておりますが、その場合は、十分、人と人の距離を取る、身体距離を取るようにしております。

なお、疾病等のために長時間マスクをすることができない児童生徒や、感覚過敏等のために長時間マスクをつけることが苦手な児童生徒もおりますので、こうしたお子さんが在籍している学校では、該当の児童生徒がマスクを外すことのできる時間や空間を確保したり、周りの児童生徒にもそのことを理解してもらったりするよう、それぞれの状況や立場に応じた配慮に心がけて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。これから熱中症ですとか、これからプールの授業がどんどん始まっていくということで、さらに気をつけなきゃいけない場面が増えてくると思います。文科大臣も、なかなか体育の授業でマスクの着用必要ないのに外さないという学校現場があることも現実であると、もう一回、徹底してまいりたいという認識を示しております。学校現場におかれましては、臨機応変に対応していただけたらというふうに思います。

続きまして、学生支援について話を移させていただきます。

県内でも、南国、香美、高知市などをはじめとして、様々な場所で、食料、生活用品支援プロジェクトが取り組まれ、この1年間で延べ5,000人の学生さんが、支援物資を受け取ったり、学びの相談、生活相談、労働相談に訪れています。南国市としても、昨年度、高知大学の農林海洋科学部の学生さんに備蓄食料の提供、またウェブサイトでの学生支援募金制度の告知などが取り組まれております。2021年度も市としての支援をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 本年度の学生への支援といたしましては、5月10日に高知大

学物部キャンパスの学生に対しまして、災害用備蓄食料、白米5,000食を防災意識の啓発パンフレットとともに提供をいたしました。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。以前、学生支援の質問をした際に、卒業した後も南国市に残ってもらえるような対策が必要ではないかと訴えさせていただきました。

そこで、例えば田舎ずしですとか四方竹、シシトウ、オオバ、ナスが入ったようなお弁当を食べてもらうですとか、そのために食材、加工賃、運搬費などを市が支援し、人も気候も温かいこの南国市をアピールするというのはいかがでしょうかということをお話しさせていただいたと思います。今年の4月22日に、お隣、香美市の高知大学の学生さんに対して、JA高知県の女性部の皆さんが田舎ずしを提供されたときは、350人の学生が列をなし、僅か30分で配布を終了したそうです。受け取った学生さんは、アルバイトの収入が減った中、支援をいただいて本当に助かる、おいしそうで食べるのが楽しみと話をされていたそうです。こういった支援は、学生さんはもちろんのこと、生産者支援にもなると思いますが、こういった支援はいかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 市内の大学生に対しまして、弁当の配布などの支援ができないかという御質問でございますが、大学生への弁当の配布等の支援については、市内に居住されている大学生が、四方竹やシシトウなどの市の特産物に触れる機会というものは、恐らく限られているのではないかと思います。そこで、杉本議員の御提案のように、特産品を使ったお弁当の提供によって特産品をアピールできる機会をつくることで、生産者にとっても消費拡大につながることはもちろんですが、県外出身者が多い大学生に市の特産品を覚えてもらうことが、将来的な消費拡大につながっていく可能性もメリットとして考えられますので、関係機関とも取り組んでいただける組織等があるかも含めて検討したいと思います。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。学生支援、生産者支援になりますので、ぜひ御検討を重ねていただけたらと思います。

コロナ対策について、それぞれ御答弁、本当にありがとうございました。市民の皆さんは、このコロナ禍において、不安やいら立ち、諦めなど、大変な思いをしております。職員の皆さん、執行部の皆さんにおかれましては、激務が続いてるかと思いますので、これからも市民一人一人に寄り添った対応をしていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

質問の2番目としまして、中小企業振興基本条例についてお伺いたします。

県内でもこういった類いの条例を持っている市町村はあまりなく、全国的にも、5月27日現在で486都道府県市町村にすぎません。この条例を生かしたまちづくり、市政運営が大事ではないかという観点で質問をさせていただきます。

まず、市長にお伺いたしますが、南国市の中小企業、小規模事業者は、どのような状態にあると認識をされておりますでしょうか。また、それをどうしていきたいというふうに思っておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市には、農業の発展とともに、土佐打ち刃物など伝統産業、農機関係の製造業が盛んになるなど、古くから製造業の盛んな地として発展してきたところでございます。現在においては、世界的なシェアを誇る商品を生産する企業や最先端の技術を駆使した企業なども立地するなど、幅広い分野におきまして、製造業を営まれています企業が多数あります。また、製造業の事業者だけではなく、様々な分野で多くの事業者の皆さんが、それぞれ創意工夫され、特色を生かして事業活動を営んでおられ、これらの事業者の皆様は本市に大きく貢献をいただいているものと考えております。

現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの事業者の皆様が大変苦しい思いをされています。市といたしましても、これらの事業者の皆様には何とか経営を継続していただきたいとの思いで、昨年度から家賃等支援事業、市持続化給付金、市緊急支援金をはじめとします支援制度を実施してまいりました。また、本議会にも補正予算を提出させていただいております宿泊者向けクーポン発行事業、南国市版G o T o イート、飲食店等支援のための商品券発行事業、理美容所利用促進事業などの支援を行っていきたくと考えております。国、県の支援策も含め、こういった支援策を活用しながら、事業者の皆様には今の苦しい状況を何とか乗り越え、経営を継続していただきたいと思っておりますし、市といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 力強い答弁、本当にありがとうございます。今、市長が申されましたとおり、南国市の将来にとって、中小企業、小規模事業者が営業し続けられる、お店を続けられる、このことが非常に大事かと思っております。

そこで、条例のほうの話に移っていきますけれども、本市の中小企業振興基本条例とはどんな条例でしょうか。前身とも言える平成13年制定の旧中小企業振興条例や、今日までの歴史的

経緯も含めてお答えをお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 南国市中小企業振興条例については、中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的として平成13年度に制定されたもので、主に助成制度について規定された条例となっています。この条例により中小企業者に対する助成を行っていましたが、平成24年度、この南国市中小企業振興条例を全部改正し、中小企業の振興に関し基本理念を定め、市の責務並びに中小企業者等、大企業者、市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業振興施策の総合的な推進を図り、市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とし、南国市中小企業振興基本条例を制定しました。また、中小企業への具体的な助成制度を、この条例に基づく南国市中小企業振興事業費補助金交付要綱により実施するという形にしておりますが、こうすることで、様々な状況による中小企業者等への支援について、小回りがきき、迅速な対応ができるようになっております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

次に、この条例に規定されている各審査会とはどのようなものでしょうか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 基本条例第11条に規定する附属機関である審査委員会は、基本条例第9条に規定する財政上の措置について、必要な意見を聴取するため設置するもので、特産品等開発支援事業審査委員会については、中小企業者等が行う特産品及び観光資源の開発に対する支援に関して、新製品等研究開発事業審査委員会は、中小企業者等が行う新製品の開発に対する支援に関して、中小企業振興事業審査会は、その他中小企業振興策に関して意見をいただくこととなっています。審査会の委員は、学識経験を有する者、関係団体の役職員等で構成されており、事業者等から南国市中小企業振興事業費補助金の交付申請が提出された場合、交付の可否を決定する際に、それぞれ担当の審査委員会から事業内容等に関する意見を聴取した上で決定を行うこととなります。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。今お答えいただいたのは、いわゆるその補助金を主眼とした助成条例っていうことに、前身の平成13年の制定の経緯からいっても、もうそう

ということが盛り込まれているということになるかと思えます。全国的には、中小企業振興に関する条例、これを大きく分けると、理念を示した基本条例タイプと、今私が申しましたその補助を主眼とした助成条例タイプに分けられ、本条例はその両方を盛り込んだものということで、非常に優れた条例かなというふうに思います。スペースファクトリーなんこくがオープンし、ものづくりのまち、中小企業のまちとしての本市の発展を考えたときに、この条例をしっかりと活用することは、とても重要なことだと思います。

今年3月に制定された高知県の高知県中小企業小規模企業振興条例は理念を評した条例であり、小規模企業者も視野に入っているものとなっています。この県条例と、今取り上げている市条例の関係性をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 杉本議員がおっしゃられたように、市条例、県条例とも、中小企業振興に関する理念を表したもので、基本的な考え方は同様のものと考えております。県条例第3条に規定されているように、中小企業、小規模企業者の振興については、県、市、中小企業、小規模企業、小規模事業者の支援団体のほか、関係する者が連携して取り組んでいくべきであると考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。それぞれが連携して取り組んでいくべきということで御答弁いただきましたけれども、それはこの市の条例の中でもそれぞれ定められております。第4条から第7条まで、それぞれ市の責務、中小企業者と大企業者、市民の役割について記載があります。例えば、市民に言われたところで、地元でお買物しましょうですか、それぐらいしか、なかなか思いつかないんですけれども、この4条から7条までの記載では、どのようなことを想定というか、役割を果たすべきというふうに考えておられますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 4条から7条まで、それぞれの責務が記載をされておりますが、市の責務につきましては、実施に当たっては、国、高等研究機関、中小企業者、大企業者、市民と連携し、中小企業振興の施策を実施すること等が規定されております。

具体的な中小企業の支援策の一つとして、南国市中小企業振興事業費補助金があり、高等教育機関、公設試験研究機関等や市内の他の中小企業者との連携による新製品、新商品、新技術の開発を行った事業者への支援である新製品等研究開発事業、南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業や、開発した商品の販路拡大を図る事業者に対する支援であ

る地域特産品開発事業、種々の課題や新事業、新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する専門家派遣事業等、幅広い範囲で活用いただける支援制度となっています。また、産業振興センターが実施する事業者同士の連携・マッチングを行う事業である商談会事業に対する支援など、中小企業者への支援を行っています。

事業者におきましては、こういった制度を活用していただくなど、安定した経営継続に努めていただければと考えております。

また、本条例において、市民の役割が規定されておりますが、市民の皆様にはまず南国市の事業所を知ってもらうことが大切であると考えております。優れた技術を持った事業者、先端の取組を行っている事業者など、市内には特徴のある事業者が多数ありますので、こういった事業者を知ることで、南国市に愛着を持ち、誇りを持っていただきたいと思っております。とりわけ子供たちには、こういった事業者を知ることで、将来、南国市で仕事をしたいと思っただけけるよう、事業者の皆様にも発信をお願いしたいと思っておりますし、最近の取組でいきますと、海洋堂スペースファクトリーなんこくの展示等に御協力いただいた事業者などもおり、市として、引き続きこういった多くの事業者の皆様と連携して活動できればと考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 詳細に御答弁ありがとうございます。また、課長の思いも込めてお答えいただき、本当にありがとうございます。今後とも、商工会や民主商工会などと緊密に連携して、本市の経済の発展及び市民生活の向上に資する行政に努めてほしいと申し上げまして、2つ目の質問を終わらせていただきます。

3つ目の質問といたしまして、公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

総務省は2014年4月、地方自治体に対して、公共施設などの総合的、計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請しました。これを受けて、2016年度末までに本市を含むほぼ全ての自治体で策定されました。この計画は、これまでのような個別計画の更新、統廃合にとどまらず、公共施設全体を中・長期的な視野に立って全面的に見直し、国主導で交付税措置なども使いながら、一元的に管理、再編していくものです。

そこで、財政課長にお聞きいたしますが、本市の公共施設等総合管理計画とはどのようなもののでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 過去に建設されました公共施設等が、これから大量に更新時

期を迎える一方で、地方公共団体の財政状況は依然として厳しい状況にあること、また人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要といたしまして、国の計画策定に当たっての指針に基づきまして、本市でも計画策定に取り組み、平成28年3月に、南国市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

その後、平成30年2月には、公共施設等総合管理計画策定指針の改定について総務省通知がありまして、総合管理計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画になりますが、これを策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要とされまして、平成29年には、財源的に有利となります公共施設等適正管理推進事業債というものも創設されております。で、この事業債を活用するに当たりましては、公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業、かつ個別施設計画等に位置づけられた事業が対象であるということから、本市でも、学校、住宅、保育所等、それぞれ個別施設計画の策定に取り組みまして、本年、令和3年3月には全ての計画を策定したところでございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。今年の3月には全ての計画を策定したということですが、今後のスケジュールについて、教えていただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） また、今年、令和3年1月には、公共施設等の総合管理計画の見直しに当たっての留意事項が総務省から示されております。こちらにおきましては、策定した個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しを行うこととなっておりますので、本市におきましても、本年度行うようにしております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今年度中の改定ということでお答えいただきましたが、それはどのように進める予定でございますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 総合管理計画は、財政負担の軽減・平準化が目的ではございますが、過去に建設された公共施設を現状に合わせた最適な配置を実現することが重要となります。本年度の計画の改定に当たりましては、各部署で策定した個別施設計画を基に進めることとはなりますが、単に老朽化対策だけでなく、将来的な集約化や複合化への検討も行う必要

があると考えております。当然、それには市民の声をお聞きし、また議員の皆様からの意見もいただいた上で進めていかなければならないというふうに考えておりますので、今回はまずは個別施設計画に基づいた改定、これを踏まえて、今後も必要に応じて見直しを図っていく、そういった形で進めたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。今日の地域、自治体を取り巻く様々な要素を勘案すれば、公共施設の見直しは避けられず、政策的な対応は必要とは思いますが、問題はの中身、進め方が大事かと思えます。公共施設は、地域社会やコミュニティーの核をなすもので、住民のライフサイクル全体を通して福祉の増進を図り、社会経済活動を営む基盤をつくるものです。そういった意味では、自治体の仕事の根幹をなすものではないでしょうか。一律的な総量規制、統廃合、再編ありきではなく、住民の暮らしや地域の実態、個性、将来をよく見据えて、住民参加で行うべきです。コロナが収束した後も、税収や使用料収入がどんどん増えていくということはあまり考えづらいですけれども、また各施設の管理経費が大幅に増えることも事実ですけれども、何に予算を使うのか、自治体の本来的な役割、政策選択も含めて考えるべきだと思いますけれども、この計画の実行に当たって、財政課長の思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 私の思いとしていたしましては、10年後、20年後のみならず、50年後にも最適となるような公共施設の配置を実現していきたい、このように思います。計画を実行するに当たりましては、財源の確保も必要となりますが、先ほど申しましたように、公共施設等適正管理推進事業債、こちらのほうは令和3年度までとなっております、で、令和4年度以降につきましては、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等を踏まえつつ検討するとされておりますので、国の動向を踏まえ、財政状況を考慮した上で実行をしていきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

この管理計画の質問の最後に、PPPやPFIについても一言お伺いできればと思います。全国の自治体では、集約化、複合化した大規模施設の建設、維持管理において、経費削減と称してPPPやPFIを積極的に導入し、国の骨太方針でも、公共サービスの産業化、公共施設等の整備におけるPPPやPFI実施の原則化を提起しています。しかし、実際には、高規格、

高負担、施設の維持管理、運営面でも課題が多く、高知医療センターをはじめ、破綻事例も各地で報告されており、的確なチェックと歯止めが必要かと思えます。PFIやPPPに関して、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 本市の財政状況を考えますと、PFIやPPPの活用は検討に値するものであるというふうに考えております。またそのことによりまして市民サービスの充実にもつながるといふふうには考えておりますが、しかしながら、議員御指摘の破綻事例、こういったものも起こっているのは事実でございます。実施の際には十分なチェックが必要であるというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。この計画の実施に当たっては、必要な情報公開を行い、住民や利用者の声をしっかりと聞いた上で進めるようお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問として、東京オリンピック・パラリンピックについて、そして南国市のスポーツ振興について伺ってまいります。

先日、国会で行われた党首討論において、日本共産党の志位委員長は、命をリスクにさらしてまでオリンピックを開催しなければならない理由は何かと迫りました。それに対して菅首相は、国民の命と安全を守るのが私の責任であり、守れなくなったらやらないと述べられました。中止こそ口にしませんでしたが、中止する条件そのものを提示されたことは大事なことだと思います。

そこで、市長にお伺いいたしますが、まず今回のオリンピック・パラリンピックへの見解をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催につきまして、その是非につきましては、ここでそれについて発言することは差し控えさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症による東京都の緊急事態宣言は6月20日までとなっており、その時点での感染者数の減少具合が注目される場所でもあります。開催するのであれば、しっかりとした感染の低減策が講じられるべきだと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） そうですね、感染への低減策、本当に講じられるべきだと私も思います。

ただ、東京だけではなく、私たち南国市民の健康、生命に関わる問題でもありますので、いざとなれば、南国市もしっかり物を言う姿勢が大事かと思えます。

実際の実務に当たってる教育委員会に、質問を幾つかしてまいります。

まず、ホストタウンということで、高知県と南国市が登録されておりますけれども、県と市の役割分担はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） ホストタウンとは、大会に参加する国の選手が、その地域との人的・経済的・文化的な相互交流を行うことを目的として、各自治体が単独で、あるいは共同で、今回の場合、高知県と南国市ということでございます、相手国を定めてホストタウンとして登録しているものでございます。相手国との折衝のほか、県内の移動について旅行会社への委託ですとか、通訳の手配などは県が行っております。また、県、市、宿泊施設、練習会場にて受入れ協議会というものを構成して、役割分担ほか必要な事項について協議をしております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ホストタウンに名乗りを上げた理由というのは何でしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 高知県はシンガポールに高知県事務所を置いてございます。また、ジュニアレベルで、卓球、バドミントンの2つの競技において、隔年で互いを訪問し合うスポーツ交流を実施しております。シンガポールのジュニア選手団が来高する際、バドミントンの会場となっておるのがスポーツセンターということでございます。このことから、まず高知県がシンガポールを相手国としてホストタウン登録をさせていただきました。スポーツセンターがオリンピックのバドミントン競技事前合宿の候補施設となった2017年に、南国市のほうもホストタウン登録をした次第でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） オリンピック、本来であれば去年行われるはずであって、プレ事前合宿ということで、2019年に交流をされておると思いますが、どのような交流をされておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） おっしゃいましたように、2020年本大会前の事前合宿を想定した予行演習として、プレ事前合宿を2019年に実施いたしました。合宿期間中に小中学生へ指導していただく日を設定していただき、実技を通じた交流が図られたほか、市内公立4中学校か

ら応援メッセージボードを書いていただき、その期間中、アリーナへ展示するなどいたしました。このプレ事前合宿で生じた問題点を改善し、2020年の事前合宿に生かすこととしておりましたものが、1年延期となったことを受けまして、今年、受入れとなっているものでございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 先ほどの地域との人的、経済的、文化的な相互交流を行うというお答えをいただきましたけれども、今年の場合はどのような受入れをされますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） このような状況下でございますので、非接触型の限定されたものと、交流についても、ならざるを得ないと承知しております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。先ほどの質問でも、練習は非公開ということもあり、非接触でという今の答えもありました。

さらに聞いてまいります。選手団は、選手のほか、練習相手やコントローラー、それからスポーツサイエンティスト、いろんな方がいらっしゃるという聞いておりますけれども、選手団の内訳、またスポーツセンターや宿泊施設での受入れ態勢も含めて、どんなような形で受入れるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） スタッフの内訳の詳細は、今まだこの時点で存じてございませんが、全16名中、選手が2名でスタッフが14名となっております。スポーツセンターは、合宿期間中、基本貸切りで、練習も非公開といたします。宿泊施設につきましては、1つの階をフロアごと貸切りとしておるほか、食事会場も一般の方と別の専用会場となる予定でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 市民の皆様、安心・安全で、本当に選手の方、迎えられるのかという御心配があるかと思っておりますけれども、そういったことに話を移してまいります。公式プレーブックというものができていると聞いておりますが、それはどのようなものでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 公式プレーブックにつきましては、I O C及びI P Cが、アスリート及びチーム役員など向けに作成した、大会の安全と成功のためのガイドでございます。

このガイドに示された考え方が、ホストタウンにおける選手等受入れマニュアルにも反映されてくるということでございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 政府やJOCなどは、バブルをつくるから大丈夫だということを言われておりますけれども、そもそもバブルとはどのようなことでしょうか。バブル環境で行われた今年のハンドボールの国際大会では、途中から毎日検査する体制に切替え、それでも複数の陽性者が出てまいりました。選手団と、選手団と接触する市民、職員、ホテル、ドライバー、行政職員、スポーツセンターの職員、競技団体の職員、これらの人たちですよ。この皆さんの検査、それからワクチンについてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） バブルと申しますのは、他と遮断された環境を創出するというところでございまして、宿泊施設、練習会場、移動のバスなどを貸切りとするなど、他と接触する機会を設けないようにするものです。選手団は出国前に検査を実施し、陰性証明書を取得の上、来日し、以後、毎日検査を実施いたします。また、出国前にワクチン接種を済ませて来日をいたします。続きまして、受入れ側の接触する市民、職員についてでございますが、その頻度や距離、時間に応じて、毎日検査する者、4日ごとに検査する者、7日ごとに検査する者と分かれてはおりますが、検査を実施することとなっております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 検査体制、それからワクチンについては、今お答えいただきましたけれども、宿泊施設の従業員さんですとか市の職員などは、毎日このバブルに出入りするでしょうし、今お答えいただいたとおり、検査も毎日ではない人がいると。こうした中、胸を張って安心・安全だとはなかなか言い難いのではないのでしょうか。

次に、そのホストタウン本来の趣旨とも言える交流事業についてですが、選手との接触を極力断ち切ってしまうこのバブル体制において、どうやって南国市民との交流を図るのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 受入れに当たる職員、その他、施設の従業員につきましては、県のほうには、医療従事者枠でのワクチン接種のお願いをしておるところでございます。

交流につきましては、応援メッセージボードの作成ですとか、動画による応援メッセージの配信、先ほども申しました非接触型の限られたものになると承知しております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今お答え、県とのやり取りについては、そこはもうしっかり進めていただきたいと思いますし、南国の市民にとっても、なかなかこの程度の交流で、うちホストタウンのまちで、ということ自慢できるというか、そういったことになかなかならないなという、正直な感想を持たざるを得ないんですけれども。

次は、ちょっとアスリートのことで話を進めさせていただきたいんですが、東京でのテスト大会では、3食での食事では足りない場合にと、カップ麺ですとか揚げ物ばかり準備されて、とてもとてもアスリート扱いされなかったという声が出ております。それに耐え切れずに、ウーバーイーツを頼んだアスリートもいると聞きました。これに対して、スーパーの宅配サービスを頼むとか、何かその対策は取られておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 事前に宿泊施設からメニューを提出して、シンガポール本国と連絡を取り合うなど、特に糖質、たんぱく質など、アスリートに配慮したものになるよう、事前に調整が図られるものと承知をしております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今月1日から、テレビで報道されておりますとおり、オーストラリアのソフトボール代表が群馬県大田市に滞在を始めました。これについてどのような状況か、つかんでいることがあれば、お聞かせいただけたらと思います。大田市長は、選手の希望があれば外出してもいいのではという案を披露されたようですけれども、選手の皆さんにはもちろん罪はないんですが、そういったことで市民の理解は得られるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 大田市の詳細については存じませんが、合宿期間中は、事前に締結した覚書に沿って行動していただくこととなっております。選手団につきましては、高知龍馬空港、練習会場及び宿泊施設以外には立ち寄りません。これを、期間中、遵守していただくこととなります。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今、事前に締結したそれに沿って行動していただくことになっておりということでお答えいただきましたけれども、すると、先ほど私が申した、大田市長が披露されたような、ちょっとコンビニ行ってくる、スーパーに行ってくるということは想定していないということでよろしいですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 大田市とオーストラリアの協定でそのことが認められてるかどうかは別として、南国市とシンガポールの間では、そういった、外出するとかいう覚書には想定されておりません。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） それを聞いて少し安心をいたしました。

事前に締結したというところでは、これ以外にはどのような取組がされておりますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 受入れマニュアルがございます、来日した選手には毎日検査を受けていただくですとか、マニュアルに書いてあることを、これでいいんですよというように確認する覚書という、そういう解釈でお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今、いろいろと御答弁いただきましたけれども、トップアスリートの皆さんにこれだけ制約をして、招致の際にお約束した、いわゆる「おもてなし」ですか、あれになるのでしょうか。市民、特に未来のオリンピック選手ともなる子供たちにとって、今回のホストタウンはメリットあるのでしょうか。4日の丸川大臣の会見では、122自治体が受入れ中止を決めています。予定していたのが528自治体でしたので、実に2割以上のホストタウン自治体が、事前合宿や交流事業中止を決めています。自治体のほうからお断りをした自治体も、かなりの割合に上っております。どれだけ検査やワクチン接種体制を整えても、それを擦り抜けた感染者も少なくないですし、逆に選手に感染させてしまうリスクもあるかと思えます。この後も予断を許さない状況が続くかと思いますが、南国市民の命、そして南国に通ってくる学生さんや労働者の命が脅かされる状況になれば、ちゅうちょなく受入れ中断を決断すべきかと思いますが、市長と教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 平時とは違い、特殊な状況下ではありますが、これまで交流を続けてきましたシンガポールの代表選手には、少しでもよいコンディションで本大会に臨んでいただきたいと思えます。一方で、高知県の感染状況が予断を許さない状況となりましたら、人の動きを減少させざるを得ない、そういうこともあり得ると考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 今、市長が申しましたように、感染拡大が強く懸念される局面においては、特定の件を除外することなく、決断をしていくべきというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 今お二人にお答えいただきましたとおり、決断する局面になりましたら、きちんと決断していただきますようお願い申し上げまして、最後の質問に移らせていただきます。

農業に関して伺ってまいります。

このコロナ禍において、米の価格下落が続いています。20年産がだぶつき、2021年産にも影響が出るのは必至の状況になってきました。こういったときこそ、ミニマムアクセス米の量を減らし、生産費を割ってしまうような農政は変えなければならないと思います。

そこでお伺いいたしますが、ミニマムアクセス米と備蓄米について、そして米価について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） まず、ミニマムアクセス米、備蓄米等の施策についてということでございますけれども、政府の米輸入等の政策につきましては、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマムアクセスとして、ミニマムアクセス米が国産米に影響を与えないよう、国が海外援助米など主食用ではない用途の米として一括輸入をし、年間77万トンが輸入をされておりますが、民間の売買同時契約方式でのS B S米として、10万トン程度が主食用に出回ることから、主食用米の枠でありながら、災害等の際にしか主食用に回すことのない備蓄米という形で20万トンを買受けることなどで、そのバランスを取るよう対策されているものでございますが、今年についても、買受ける量につきましては同様の状況となっているようでございます。

次に、米価の政策についてでございますけれども、昨年からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、都市部等での飲食店等に対しての度重なる時短要請等によって、食材となる様々な農産物等が行き場を失い、大きな影響がございました。そして、米につきましても、人口減少等により需要量が年間10万トンの減少傾向にある中、内食需要が拡大したとはいえ、外食の需要が大きく減少したことで在庫が余剰傾向となり、今年度の米価への影響が懸念されているところでございます。

そして、本市の南国市地域農業再生協議会で取り組んでいる経営所得安定対策におきましても、主食用米から飼料用米等への転換によって主食用米としての作付抑制を図るために、水田

フル活用に必要な施策として、高収益作物への転換に加えて、加工用米の生産拡大、飼料用米、WC S用稲等の生産に対し、新たな助成による支援が追加措置されたことから、対象となる稲作農家に対しまして、助成の拡充内容についての資料を送付するなど、周知を図っているところでございますが、本市も含めまして、なかなか作付の抑制はし切れておらず、令和3年度産米の需給均衡のためには、まだ全国で6万7,000ヘクタールの作付転換が必要な状況と言われております。

本市といたしましても、米価の安定、農家の所得の安定につきましては、再生協議会を中心とした経営所得安定対策による対策をはじめとしまして、今後の国営圃場整備事業を契機に、生産者の方々が稼げる農業が目指せる有望品目の実証や、市場調査に関係機関連携して取り組んでいるところでございます。

また、基盤整備を行ったところでは、低コストで効率的な稲作にも取り組めるようになりますので、今後もお米の生産に対する政策には注視をしつつ、生産者が持続的に経営を続けることができ、産地が維持できるような支援に取り組んでまいります。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 確かに国ではそういう農政を続けておって、基本的にはどんどん作付転換をせえということを言われているところですが、市としてもそれを受けて、再生協議会を中心として対策をされているということで、御答弁をいただきました。やっぱりこのままでは、ただでさえ米を作って米食えないという農業の方が本当に多いと思うんです。生産費を割る、作って赤字になる、近年に比較して米価はなかなか回復しないというこの現状の中、思い切った政策を本来は国のほうで打つべきだと思うんですけれども。

日本共産党の紙智子参議院議員は、国会での委員会審議の中で、この問題を取り上げたところ、農水大臣からは、子ども食堂に備蓄米を出しているし、備蓄米は大事なんだという答弁にとどまっています。例えばアメリカでは、政府が農産物を買って、コロナ禍で生活が苦しくなった人々や子供に配給する支援策、これ、スナップと言うらしいんですが、これを10兆円規模で行っておりまして、こういう規模で生活困窮支援及び農業支援に取り組むべきだと思うんです。また、国会審議の中で、農水大臣は次のように述べております。お米等の現物支給や商品券の配布を行っている地方自治体もあると承知をしている。生活困窮者への支援が広がるように連携して対応する。

国もこう言ってるわけですから、南国市としても、学生支援、若者支援に本気で取り組む、そしてその副産物として、そのまま南国市に住んでもらえるような支援策、お米を買い上げて

若者に渡すですとか、シングルマザーの皆さんも本当に困窮が続いております。これに対しては、市は3月に支援策も出しましたし、手を打っておりますけども、引き続きそういうことも御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 生活困窮者や学生、また若者への支援策についてということでございますが、さきにお答えした学生へのお弁当の配布ということにつきましては、大学との連携というところでの具体的な要望に対してお答えをさせていただきましたけれども、若者や生活困窮者全体への支援ということになりますと、実態もまだ把握できておりませんので、実態把握した上で、農業以外の担当課も含めて検討する必要があるのではないかと思います。政府でなく市がお米の買上げを行うと、備蓄米をつくるというようなことは、予算のことやまたその保管場所のこともございますけれども、ほかに派生する問題も出てくる可能性もありますので、なかなか難しいのではないかと考えます。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 確かに市独自で備蓄米を買い上げる、備蓄をすとかいうことはなかなか難しいかなと、どこに置くかですとか、誰から買うのですとか、幾らで買うかとか、様々な問題があるかと思いますけれども。それそのものは確かに難しいかもしれませんが、農水大臣が答弁してるような地方自治体の施策の例もありますので、今、課長は検討していくということで御答弁いただきましたけれども、学生さんやシングルマザー、生活困窮者、本当に皆さんの困窮は待たなしの状況ですので、農林水産課長はほかの課とも相談をしてということで御答弁いただきましたので、ぜひ関係する課長の皆さんと御相談いただいて、ぜひとも検討を続けていただけたらなというふうに思います。

これにて質問を終わります。執行部の皆さんにおかれましては、それぞれ御丁寧にお答えいただきありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） 6月定例市議会一般質問、初日で5番目の登壇になります、社民党の今西忠良でございます。大変お疲れのところでございますが、いましばらく時間を頂戴をしたと思います。通告に従って、一問一答により質問を行います。

まず、1項目は、市長の政治姿勢での新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

政府は、5月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、9都道府県に発令をしている緊

急事態宣言の期限を、前の5月末から、間もなく来るわけですけれども6月20日に延長をしてまいりました。東京、大阪などは、4月25日から始まった3度目の宣言は、およそ2か月に及ぶことになるわけです。変異株の蔓延を許したことなど、政府としてのやるべきことをしっかりとやってこなかった結末だとも言えるのではないのでしょうか。県下のコロナ感染症の状況は、5月中盤から再び急増し、24日には警戒ステージが特別警戒になり、とりわけ高知市では感染経路の不明の割合が高まり、危機感を深めるとともに集中的な検査への対応を図って、クラスター防止など、様々な対策を強化してきたところであります。封じ込めには、何といたしましてワクチン接種が第一義と言えます。南国市も4月24日土曜日からスタートし、やっと軌道に乗りつつあります。午前中から皆さんのそれぞれの議員の質問とも重複もしてまいりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

市のワクチン接種の現状や状況をお聞かせいただきたいということと、当初は予約受付で電話がとてまかかりにくいとの相談や苦情も多々あり、私のところにも幾つかそういう相談なりが寄せられてきました。この受付の方法等についても、併せてお答えいただければと思います。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 6月13日現在の接種状況は、集団接種回数15回、接種済み人数は、1回目の方が6,638人、2回目の方が3,917人、65歳以上の接種率は、1回目が43.3%、2回目の方が25.6%となっています。

予約受付方法につきましては、予約受付コールセンター及びウェブ予約で一元管理を行っており、市役所及び保健福祉センターでは受付を行っていません。4月9日に75歳以上の高齢者の方に接種券を発送後、65歳以上74歳以下の方につきましては、年齢を区切って接種券を発送しています。当初は予約受付コールセンターに電話がつながりにくいとの指摘を受けていましたが、現在は10回線を20回線に増やし、1か月先の予約が確実に取れるよう、予約枠も増やしています。新しく予約枠を開ける月曜日の午前中は電話がつながりにくい状況がありますが、当初ほどの予約時の混乱は解消されています。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。電話の関係については、コールセンターの電話回線を倍に増やしたということで、一定改善はされたんじゃないかと思います。ウェブ予約は割かしスムーズにいったようなんですけれども、当初、高齢者も含めて、不得手とか、その手段を持ってない人が多いわけですので、非常にその辺の要望なり苦情も多かったんじゃないかと、このように思います。午前中、土居篤男議員からのお話もありましたけれども、

私も一昨日の日曜日に1回目のワクチン接種を済ませてきたところでございます。会場の受入れ体制も、慣れも出てきたとは思いますが、職員の受付や誘導の手際よさには驚きましたし、同時にとても感心もしたところでございます。人員確保の関係もあって、管理職の皆さんも、それぞれのセクションに配置をされ任務に就いておられました。大変御苦労さまでございます。フロアの動線、スポーツセンターの流れ作業的に組み立てられているレイアウトとか動線というのは、非常に広さもあるわけですが、いいんじゃないかと、そのように感想も持ったところでございます。

次に移ります。

次に、ワクチンの供給体制についてでありますけれども、ワクチン接種は世界的に大きく立ち後れてはきました。安全で迅速な接種が急務です。政府が実態に即した行程を示し、自治体を支援することが重要と言えます。しかし、国は、裏づけのない目標期日上から押しつけてくるようなこともありましたので、自治体も混乱をしてきました。やっと供給のめどもついてきたのではないのでしょうか。ワクチン供給と確保、そして安心して接種を受けられる体制等について、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 6月11日現在、南国市には26箱のファイザー社製ワクチンが届いており、1人につき2回接種分、1万4,722人分のワクチンを確保しています。8月中旬の予約枠分まで確保していますので、今後も国や県の動向を確認しながら、ワクチン確保に努めてまいります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ワクチンの供給につきましては、ファイザー社製のワクチンということで、26箱届いたということでもあります。1箱で975回分ですので、約2万5,000回以上がキープをされたということのようでもあります。ワクチンは低温冷凍保管等しなくてはならないと思いますので、他の自治体で温度管理のエラーとか、あるいは冷凍の保存庫が故障したという例もあって、ワクチンを廃棄せざるを得ない事案も起きてきております。ワクチンの保管というのは非常に大事ですので、その辺の注意点と、これから個別接種への方向も始まるわけですが、そうした場合の対応等についてはどのようにされますか。お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） ファイザー社製のワクチン、ディープフリーザーというマイナス80度まで冷凍できる冷蔵庫を使用してまして、スポーツセンターのほうに1台と、

それから保健福祉センターのほうに1台、2台常備してます。保健福祉センターのほうは蓄電池のほうも用意してまして、停電になっても10時間は電気が通るようになっております。それから、スポーツセンターのほうも自家発電がありますので、もし落雷等、停電がありましてもすぐに自家発電が作動して、廃棄になるようなことはないと思っております。

それから、個別接種への見通しということなんですけども、個別接種を行うためには、医療機関に配送ワクチンの必要個数を入力するワクチン接種円滑化システムや、接種済み接種券を読み込むタブレット端末であるVRSの導入をしてもらう必要があるため、準備の整った医療機関より6月中の開始に向けて、現在調整を行っています。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 丁寧にお答えをいただきましてありがとうございました。

次に、3点目なんですけれども、ワクチン接種に当たってで、国が半ば強制的とも言える65歳以上の高齢者に対してワクチン接種を7月には終わらせてくれ、終わらせるというような、一部では、国、総務省のほうから直接、南国市はどうか分かりませんが、首長に電話もかけてきております。このような圧力的な行為で自治体が大変な目に遭っているのも事実であります。

コロナ対応は、前例のない非常事態でありましたので、当初は仕組みづくりから始まって、人員体制の確立、場所のキープもしなくてはなりませんし、医療従事者の確保、備品を整えて、接種券を作り、転出入、死亡等の確認作業、そして発送の準備等を、当初はなかなかノウハウがない中での手探り作業で、大変な取組であったのではないかと思いますし、現在もそういう状況で推移をしているのではないのでしょうか。保健福祉センターの担当職員の業務量は想像を絶するものではないのでしょうか。職場の労働実態、現状について、総務課長のほうでお答えください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 2月12日に新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を立ち上げ、接種の準備を進めてまいりましたが、今までに例のない事業の実施であり、担当職員にも大きな負担となっているところであります。担当職員の事務の軽減を図るために、年度途中での異例の異動も実施するなど、専任となる職員6名を中心に、保健福祉センター職員が一致協力して対応しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

それでは、今の職場の実態をこれからどのようにカバーをしていけると、しようとしているのか、その点についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 先ほど、年度途中の異動も行うなどということで話をさせていただきましたけれども、担当職員に極端な事務の偏りがなく、業務を分担するように考えております。また、接種会場での運営につきましては、全庁体制を取り、全職員がローテーションを組んで業務に当たっております。また、平日の業務時間外になりますけれども、入力作業等の業務について、本庁等の職員が保健福祉センターへ応援に行き、業務に当たっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。お答えをいただきましたけれども、このように、職場のオーバーワークをどのように、これから手だてをしながら改善を図られていこうとしてるのか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 今後におきましても、保健福祉センターからの協力要請により、ほかの部署の職員が応援を行うなど、全庁体制で取り組んでまいります。以上でございます。

また、職員の体調管理や精神的なケアも必要であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 総務課長のほうから、当面の対応策等についてお答えをいただいたわけですが、少し再質問したいと思います。

この件に関して、今回、2度の異例とも言える人事異動の発令を行いました。この人事異動の発令は、兼職事例の分もあるわけですが、私が思うに、一過性なのか、場当たり的なような思いもするわけですが、こうした中で、将来展望が見えない気もしますが、この配置転換で、逆にこの本庁の業務にもしわ寄せが起こるのではないのでしょうか。この点についてはいかがお考えでしょうか。

それと、先ほど答弁にもあったわけですが、体調管理とメンタルヘルスケアの大切さをしっかりとわきまえて、早期対応に心がけるといことも大事でしょうし、場合によったら産業医との連携も図っていくべきではないかと、このようにも考えます。さらに突き詰めたら、BCPというか、業務継続計画をも想定をするような事態になっておるのではないかと、

私の取り越し苦労かもしれませんが、心配もあります。この点について、改めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 異動についてですけれども、兼職ということで、ただ本庁との兼職になっておりますけれども、本人には、年度内いっぱい保健福祉センターのほうでと、見通しがつけば、また元の職場のほうにというふうな形で考えておるところでございます。

本庁へのしわ寄せについてですけれども、やはり人員については、余剰人員を持った市役所ではございませんので、しわ寄せは十二分に来てると考えております。そこについては、全庁的、その課内で、係内での協力体制もお願いをしているところでございます。

それから、体調管理につきましては、産業医との相談、やはり超過勤務、時間外であったり休日勤務であったりして、なかなか勤務の厳しい状況にありますので、そこらについては、体調管理ということで、産業医とも相談をして対応していきたいと思っております。

B C Pについてですけれども、確かに非常事態、災害対応というような状態ではありますけれども、通常業務も今のところ行いながらやっております。ですので、通常業務と同時に、なかなかやるのも厳しいですけれども、それを今のところはそういうふうな形で対応していております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。再質問で御苦勞でございました。

次、4点目になるんですけれどもは、現在65歳以上の高齢者のワクチン接種がもうスタートをしましたし、先ほど来の答弁にもあったわけですけれども、この後、12歳以上の、国のほうが認知もしてきましたので、これから全体の市民へのワクチン接種の大まかなタイムスケジュール等についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 高齢者の次の接種順位として、基礎疾患のある方が優先となっていますので、6月中に12歳以上64歳以下の全市民に郵送によるアンケート調査を行い、基礎疾患のある方に先行して接種券を送付します。その後、64歳以下の市民に対しては、年齢ごとに区切って順次接種券を送付していきます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、5点目なんですけれども、かかりつけ医等の医療機関等による個別接種への見通しをお願いしたいと思います。この中で、高齢者施設に入所しちゅうところは20か所もある、障害者施設は6か所もあるというお話でしたし、あるいは授産施設への通所者、さらには自宅療養者、接種等については、先ほど保健福祉センターの所長なり福祉事務所長からお答えをいただきましたので構いませんけれども、かかりつけ医の個別接種について、少しお答えください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 先ほども申しましたが、現在調整中で、ただ一元予約システムをちょっと構築しないと、予約を医療機関のほうに直接されると、通常の業務に支障を来すことがありますので、医療機関の意向調査を聞いて、今準備を整えているところになっていますので。決まり次第、またホームページのほうでお知らせできるようになると思います。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次、6点目なんですけれども、集団免疫力といいますか、それができる時期や、どの程度の接種率になったら集団免疫が確保される状態になるのでしょうか。そのあたりについてお答えください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 厚生労働省のホームページによると、ワクチンを接種した方は新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかは分かっていません。また、全ての方が予防接種を受けているわけではなく、変異株の出現等で、集団免疫を保てる時期を正確に予測することは困難とされています。ワクチンを接種した方もしていない方も、ともに社会生活を営んでいくこととなりますので、引き続き3密を避け、マスク着用と手洗い、うがい、アルコール消毒の励行をお願いします。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。少し現在の国別の接種率を見ますと、1番がイスラエルで59.4%、次にチリの47%、イギリスが43.4%、アメリカでは42.8%、フランスが20%で、日本は10から20になってないかと思えますけれども。イスラエルのほうでは40%台で集団免疫の効力が出てきたというような評価もされております。通常では、少なくとも60%から70%にならないと集団免疫力というのが働かないと言われております。そういう状態になったら、囲い込みといいますか、ウイルスがそこに入ってきてても蔓延をしない、あるいはクラスターにならないという範疇になるのじゃないかと、僕なりにそんなに思っております。ありが

とうございました。

それでは、次に、7点目、ホストタウン、先ほど杉本理議員のほうから多岐にわたって質問がございましたので、私の思いを少し述べらせてもらいたいと思います。

南国市は、ホストタウンとして、シンガポールのバドミントンの競技の選手団を受け入れる予定になっております。世論は東京五輪の中止を望んでいるのではないのでしょうか。開催だけが目的化をしているように思えてなりません。東京でやる意義もオリンピックをやる意味も、消えうせてしまうのではないかという心配さえをもするわけです。選手の事前合宿における行動制限の、いわゆる先ほども出ました公式プレブックを錦の御旗のように掲げていますけれども、本当にそれで守られるのでしょうか。どこにも行けない海外メディアの人たちは、どうするのでしょうか。何ひとつ、選手と地域の皆さんとの交流ができない、何か選手がショービジネスにさえ映るような感もするわけです。緊急事態宣言で不要不急の外出は控え、人流の抑制を呼びかけ、飲食店ではもうアルコールも駄目と、そういう自粛列島の今の日本であります。まあまあ、東京で五輪を開催すれば、国民の命を危険にさらすリスクも高まります。人命を犠牲にする五輪を開催する意義は見つからないと思うわけであります。本来の五輪の理念は、スポーツを通じての人間教育でもあろうし、選手の交流を通じた世界平和の実現というところにあるのではないのでしょうか。ホストタウンは、当初、全国で520から30近くの自治体が手を挙げていました。受入れを中止したのは、もう100以上の自治体が表明をしているのが現状だと思います。

こうした状況の中で、南国市としての率直な思いとはどのようなもののでしょうか。中村生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） オリンピック開催の是非につきまして、私が申し上げることは差し控えさせていただきますが、開催される以上は、今までジュニアの交流とか行ってきたシンガポールの代表の方には、いい環境でプレーをしていただきたいというふうに考えております。選手村に5日前まで入れないということがございますので、長いフライト、時差とか考えてどうするかということで、本国から5日前に飛んでくるのか、日本のどこかで調整してから臨むのかという選択にはなろうかと思えます。行動制限も確かに窮屈なもので、先ほど杉本議員に申しましたように、交流も非接触なものとなってはしまいますけど、少しでも、開催される以上はいい環境で臨んでいただきたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、8点目の緊急経済対策についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の蔓延と拡大により、収束のめどが立ちません。急用や外出の自粛等により深刻化をする経済環境にあるわけです。生活や事業の維持のために、補償が全くなされてないままに業務の自粛要請だけが続ければ、本当に短期間で大量の働く人たちが失業したり廃業に追い込まれ、生活の基盤を失い兼ねません。それは人々の尊厳と地域社会の破壊をし、取り返しのつかない被害を日本社会全体にもたらすこととなります。新型コロナ対策には、感染予防対策と同時に、住民の生活と経済を維持する経済対策が最重要であります。南国市においても、国や県の制度を最大限に活用して、独自の施策も含めて、今日まで全力で取り組んでこられました。主立った緊急経済対策の内容や効果について、まずお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 経済対策として、市が実施した主な事業者支援事業につきましては、市持続化給付金、事業者緊急支援金となります。持続化給付金につきましては、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響で、連続する3か月の月平均事業収入が、前年同期比で20%以上減少した事業者に対し給付するもので、事業者規模により上乘せはありますが、個人事業主20万円、法人40万円の給付で、令和2年度実績として、農業者も含めて826件に対し2億1,507万2,010円の給付を行っております。事業者緊急支援金につきましては、年末年始に営業時間短縮要請が行われるなど、経済面への影響が懸念される状況であったことから、売上げが50%以上減少した特に影響が大きい事業者に対して緊急に支援を行ったもので、給付金額は30万円または40万円を上限にし、284件に対し9,196万5,008円の給付を行いました。これらの支援策につきましては、国や県の支援制度を併用しながら、何とか経営継続をしていただきたいとの思いから実施したものであります。

また、プレミアム付商品券事業につきましては、12万7,541セットを販売し、これにつきましては現在まだその処理を継続をしておるところなんです、令和2年度の実績としまして、約76%の換金作業が行われており、この段階で約4億8,500万円程度が市内事業者の下で消費された計算になっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。この1年間は様々な経済支援対策を行ってきました。しかし、市中での経営状況というのは、本当に厳しい状況にあると言わざるを得ません。何さま、人が動かないわけでありまして、こうした中で実際に廃業などに追い込まれた

ケースもあるのではないのでしょうか。南国市内のそうした実態も把握をされておられると思いますが、お聞かせをください。

また、今後の支援策や課題等についても、併せてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市内事業所全体の状況については、把握が難しいところではありますが、商工会の会員事業者の状況につき確認を行いましたところ、令和2年4月から令和3年5月までの間、廃業登録数が17件、うち3件がコロナの影響による廃業と聞いております。今なお事業者については厳しい状況にあることから、本議会で補正予算を議決いただきましたら、コロナウイルスの感染状況を見ながらにはなりますが、事業者、市民の方々への経済対策として、観光誘客及び市内での消費喚起に向けた宿泊者向けクーポン発行事業、飲食店やテークアウト店、交通事業者等を対象にした南国市版Go To イート、飲食店等支援のための商品券発行事業、また理美容所利用促進事業を行う予定をしております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましてありがとうございます。

次は、9点目のウイズコロナ、アフターコロナについてであります。

そもそも新型コロナ対策は国と自治体のいずれの役割なのでしょうかと、こういう疑問も出てくるわけですが、感染症は全国的、世界的に広がるものであります。全国的な規模の視点に立って行わなければならない施策と事業の実施であり、本来、国が果たすべき役割だろうと言えます。しかし、同時に、感染症対策は、住民の健康と暮らしを守る義務であり、地域の実情に応じて実施をすることが必要であります。また、この対策は、福祉や教育、雇用、産業など、多くの分野に関連を当然していくわけですので、総合的に見た観点での実施が必要であらうと思います。新しい生活様式に立つ視点も大事だろうと思いますし、ウイズコロナ、アフターコロナの時代、国と自治体との連携の構築、そして住民との関連の施策等についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） まだまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症でございますけれども、発生から約1年半が経過をし、3密の回避や手洗い・手指消毒の徹底、マスク着用などの新しい生活様式の実践が進められてまいりました。感染発生当初は、国と自治体の連携の中、感染拡大防止を最優先に、人流を抑制する対策が徹底して図られました。このことにより、地域の会合や祭りなどをはじめとする地域コミュニティが寸断されることになったと

思われます。当然のことながら、徹底した感染拡大防止対策は大変重要でございますけれども、感染が長期間にわたる現状では、感染拡大対策を取り入れながらも、地域コミュニティの継続を図る取組が必要となり、そして既に実践している新しい生活様式をさらに充実させることで、雇用などの経済活動や教育活動、また地域福祉を積極的に推進する必要があると考えます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、コロナウイルスの感染拡大と自治体の防災マネジメントについてお伺いをいたします。国は、コロナウイルス感染症の世界的流行、いわゆるパンデミックは災害ではないというふうな位置づけをしちゅうわけです。確かに災害対策基本法上は、自然災害や重大な事件や事故が対象であろうと思いますので、感染症は含まれないわけだろうと思います。しかし、実態としては、医療以外に経済や雇用、教育や福祉、さらには身近な文化やスポーツ、国際交流等、国民生活のありとあらゆる分野に多大な被害を与えているわけです。すなわち被害の面から見たら、甚大な広域災害と言えるわけです。パンデミックは自治体政策のありとあらゆる分野に多大な影響を与え、自治体はその対応に追われているのが実情であります。今こそ、自然災害など、複合的に連続的に災害が起こるわけですので、そうした部分に備えていく自治体の防災マネジメントの取組を推進していくべきだろうと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策は、先ほど議員もおっしゃられたとおり、風水害や地震等といった自然災害と立ち位置が違ってくるようになりますが、一たび感染が拡大いたしますと、住民の生命や生活に多大な影響を与えることは既に周知のことでございます。

本市におきましても、感染発生時から注視を続け、南国市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って対策を進めてまいりました。同対策本部会議におきましても、風水害などの自然災害発生時と同様に、全庁一丸となって取り組んでいくことを決定しておりますし、先ほど御質問にもありました各課の業務遂行につきましても、南国市新型インフルエンザ発生時業務継続計画、BCP計画の確認も行ってきたところでございます。そうした取組を推進することが、防災マネジメントとなり、地域のリスク管理にも結びつくと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長のほうから、丁寧はその方向性も含めてお示しをいただ

きました。ありがとうございました。

次に、市長の政治姿勢の2点目の質問に移ります。

平山市政4年間についてであります。午前中からもそれぞれ市長の政治姿勢なりは出てきたわけですが、改めてお伺いをしたいと思います。

平山市長におかれましては、1期目は無投票で当選をされ、橋詰前市長の言わば後継者的な立場で、この4年間、市民の幸せを願いながら、地場の産業の振興や住民福祉の向上を目指して、前市長時代からの継続事業も当然多くあったわけですが、全力で走り抜いてこられたと思います。まず、平山市政の4年間の総括と自己評価も含めてお答えをいただければと思います。それで、自己評価の分ですが、自己採点をするとしたら、100点満点の中でどういうふうな自己評価をお持ちか、教えていただければ。よろしく申し上げます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 午前中の土居篤男議員の御質問にもお答えしたところでございますが、公約に掲げておりました災害対策、子育て支援、農業振興、まちづくり、雇用定住の5つの柱につきましては、一定、前進が図れたのではないかと考えているところでございます。特にこの4年間は、都市再生整備計画事業としまして、街路事業や土地区画整理事業、そして施設整備としまして、海洋堂スペースファクトリーなんこくや（仮称）地域交流センターの整備など、ハード事業が中心とはなりましたが、都市基盤整備と市の重要な交流拠点の整備として、将来に向けた必要な投資であったと考えております。これと併せまして、人口減少対策としまして、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った産業振興、子育て支援、定住施策等に取り組んでまいりました。昨年度からは、第2期の計画期間に入っておりますが、第1期におきましては、製造品出荷額の増加や合計特殊出生率の上昇など、改善点も見られたところであります。今後におきましても、国営圃場整備事業が事業開始に向け準備を進めておりまして、南国日章産業団地は、本年度内の分譲開始を予定しております。本市の産業を強固なものとし、また安定した雇用の実現に寄与できるものと考えております。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかからない現状にもありますので、引き続き総合戦略に上げましたそれぞれの施策について、目標値を達成すべく取り組んでまいります。

また、今までの事業につきましての評価ということでございますが、これは以前にも触れたように思いますが、全体としては80点ぐらいはつけさせていただいてもよろしいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長に答弁をいただきましたので、80点がいいのか悪いのか、またこれは、私どもが、そして市民が評価をし判断をすることであろうかと思えます。

次、2点目ですけれども、平山市長のトップリーダーとしてのリーダーシップ、統率力、政治力について、どのようにお考えなのか、市長の政治所信をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど申し上げましたとおり、多くの大型プロジェクトの事業を進めていく中で、財源確保と実施に向けた体制づくりが必要でありました。これまでも街路事業や国営圃場事業の事業推進に向けまして、国や県に対しまして要望活動を行い、また連携して実施できる体制づくりもお願いしてきたところであります。今後とも先頭に立ちまして、事業の円滑な推進に向け、最大限の努力をしてまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、職員や、そして管理職等の庁内での信頼関係の構築、職場づくりへの熱い思いはいかがお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 複数の大型プロジェクトが同時進行している中で、新型コロナウイルス感染症への各種対応も加わりまして、職員には大変な負担をかけていると認識はしております。職員とは常に課題を共有しまして、門戸を広げ、風通しのよい職場風土に努めているところでございまして、相談があった際には、適宜その方向性を判断し、指示を行ってきたところでございます。管理職につきましても、課長会等で問題意識の共有を図りまして、意思決定を行っているところでございます。職員に対しましては、これまでも集合研修や人づくり広域連合の研修、また県外の研修機関での研修などで人材育成ということに努めてまいりました。業務の多忙化や昨年からのコロナの影響によりまして、研修の機会も限定されている状況にもあります。いま一度、専門性を高める研修や政策形成の研修など、職員のスキルアップのための研修の機会を増やしまして、さらなる人材育成にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

次に4点目、最後になるわけですけれども、市長の目指すこれからの南国市政はどうあるべきなのか。平山市政でなければならない、また平山市長でないとできないものとは、どういうものに位置づけられるのか、その道筋等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） まずは、これから目指す施策としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐという、その対策が最優先であります。市民の皆様が少しでも早く安心できますよう、ワクチン接種につきましても、医療従事者の皆様の御協力もいただきながら、現在の集団接種から個別接種も併用いたしまして、スピードアップを図ってまいりたいと考えております。それと同時に、市民の皆様への生活支援、また雇用の維持や事業継続に向けた経済対策にも対応してまいりたいと思っております。今まで、大型事業としましては、国営の圃場整備事業などを進めてきたところでございますが、これからも新図書館整備など、大型事業も続きます。これらの事業を推進しまして、市民の皆様が自らのまちに魅力を感じられ、各地域で住み続けたいと思える満足度の高い市政にしていきたいと思っております。

自分の市政の特徴と申しますと、やはり私は市役所の職員として35年間務めてまいりまして、職員のネットワークというものが一定強いのではないかと考えておりますし、職員を大体把握はさせていただいているところでございます。そのところで、連携協力という意味では、連携協力を強く図っていけるということは、私の特徴ではないかと考えております。

また、今後、各関係機関、三木副市長にも来ていただいておりますが、県とのネットワークを強くするというのもできていくのではないかと考えております。現在、副市長2人ということでございまして、多くのプロジェクト事業を進めておるところでございます。今、副市長には各事業の調整役も担っていただいております、円滑に事業が推進していると思っております。今後も、事業を進めていく上で県と連携し、大きな成果につなげるよう頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長には市政に臨む熱い思いを述べていただきました。その中で、先ほども出ましたけれども、行政経験のことも含めて、自負の面も出ましたし、また抱負も述べられたように思います。平山市長は、強権的にトップダウンで物事を動かしていくタイプではないだろうと思いますし、優しい市長であるのではないかと思います。しかし、トップリーダーですので、市長の持ち味と政治力を生かし、平山市長だからやれるという政策もつくっていかなくてはならないと思っておりますし、そうしたこと、先ほど市内のことも出ましたけれども、情報の収集と共有でチーム力を上げていく。それには部下のモチベーションも引き出していきながら、意欲的に取り組めるように、的確な指示を出していくことも大事だと思います。平山市長の政治信条は、市民の思いを全てかなえる市長でありたいというのは、大きなモットーの

一つであろうかと思えますし、人に優しい、笑顔あふれる南国市づくりに、今日まで培ってきた経験と教訓を生かしたいと、先ほども述べられました。市政の主役は何といたしても市民ですので、さらなる奮闘を期待したいと思います。

市長の政治姿勢については以上です。

続きまして、2項目めの質問に移ります。

市街化調整区域における規制緩和についてであります。

まずは、規制緩和の主たる目的や第4次の総合計画に示す土地利用の基本方針との整合性、さらには立地適正化計画や都市計画マスタープランとの関係において、どのようにそれを進め、つなげていくか、そして施策の推進をいかに図っているのでしょうか。まず、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 規制緩和は、本市の市街化調整区域における集落拠点周辺エリアの人口減少に歯止めをかけ、地域コミュニティ機能の維持を図ることを目的としております。総合計画や都市計画マスタープランの土地利用の基本方針との整合性につきましては、総合計画及び都市計画マスタープランともに、市街化調整区域の集落拠点とその周辺を集落定住エリアと定め、そのエリアについては、土地利用方針として、人口減少や少子高齢化が進行しても将来にわたり集落に住み続けることのできるよう、地域コミュニティ機能を維持した定住環境の保全を図るとしており、規制緩和は集落定住エリア等における開発許可基準の運用を集落環境の向上に向けた方策として位置づけておりまして、総合計画及び都市計画マスタープランとの整合性を図っておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次は2点目は、新立地基準後の進捗状況についてでありますけれども、開発許可の件数とか、主なる立地企業の現状はいかがなものでしょうか。その実績等についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年度から新立地基準の運用を開始いたしましてからこれまでの成果でございますが、平成30年度は、開発許可件数75件のうち新立地基準による許可件数は、集落拠点エリア23件と既存建築物の用途変更3件の26件でございます。令和元年度は、開発許可件数88件のうち新立地基準による許可件数は、集落拠点エリア28件、既存建築物の用途変更9件、インターチェンジ周辺エリア3件の40件、令和2年度は、開発許可件数88件のう

ち新立地基準による許可件数は、集落拠点エリア35件、既存建築物の用途変更9件、高知大学医学部周辺エリア1件の45件となっております、この3年間の合計で、開発許可件数251件のうち新立地基準による許可件数は111件、約44.2%となっております。

この新立地基準によりまして立地した企業には、四国医療機器株式会社や第一化成株式会社、土佐溶材有限会社があります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましてありがとうございました。多くの数字が出てきましたので、すぐはインプットはできないわけですが、一定の進捗状況を把握することができました。

次、3点目ですけれども、続いて地区計画による企業立地の件数と主な立地企業等について、規制緩和後の件数をお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 平成30年4月1日から令和3年5月末時点での地区計画による企業立地の件数と立地企業につきましては、南国オフィスパークに南国オフィスパークセンター別棟、南国久礼田流通団地に株式会社高知銀行、搬設運輸機工株式会社、谷山運送有限会社、相互物流株式会社、中央運送株式会社、南国岡豊小蓮産業団地に四国アルフレッサ株式会社、高知岡豊笠ノ川産業団地に久保田食品株式会社の計8企業となっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、4点目なんですけれども、規制緩和後に新規立地企業も多く、先ほどの答弁にもありましたように見受けられました。一定の雇用の増加や人口の増加、あるいは住宅化も進んだとも思いますし、主に固定資産を中心にした税収面での経済効果も大きいと思われませんが、この点について順次お答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 企業の立地によりまして、新たな地元雇用が見込まれるほか、市外から本市に通勤する従業員の方の中には本市に移り住む方もあると考えられ、人口増にもつながると考えております。

また、税収につきましては、先ほど御答弁いたしました新立地基準による立地企業と、それと地区計画による立地企業による税収につきましては、令和3年度の単年度だけで試算いたしましたところ、約700万円から900万円の固定資産税の増額が見込まれますので、経済効果は大きいと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） どうもありがとうございました。経済効果について答弁もいただきました。

次は、少し角度が変わるんですけども、5点目は、事業推進に当たる庁内の都市整備課の体制はどのようなものでしょうか。仕事は非常に迅速に対応できることが、事業の進捗にとても大事なことでありますし、そのことが効果も大きくなってくると考えられますが、その体制等について、また在り方についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、都市整備課は、正職員4名と会計年度任用職員1名の5名体制でございます。県からの権限移譲後、相談件数も増えているほか、最近では判断に時間を要する難しい案件も増加しております、1つの案件に相当な時間を要することもしばしばございます。事業者から相談があれば、庁内で関係する部署とは常に情報の共有を図るとともに、協議も行って対応しておりますが、休日の勤務や平日の時間外も増加しており、開発担当者にはかなりの負担となっているのが現状でございます。そのため、課内では、開発担当者以外の職員にも相談案件を受け持ってもらうなどの業務を分担して対応し、開発担当者の負担の軽減を図っているところでございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。権限移譲で相談や申請の件数も増加をしているということで、そしてかなり時間を要する案件も多くなっていることも事実だろうと思います。課長答弁で先ほどありましたように、現在、開発係は正職の4名と会計年度任用職員1名の5名体制で進んでおります。係間での業務の見直しも、当然必要であろうかと思っておりますけれども、これからは技師よりも、住宅政策も含めて外交的な渉外担当といえますか、営業マン的な人材の配置というのは、これから必要だろうと思っておりますし、問われてくるのではないのでしょうか。そのことによって、企業立地もスムーズに運んだり、地域振興にも大きく寄与すると私は考えますが、いかがでしょうか。この点について、市長の見解をいま一度お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） そのような担当者、スキルが相当高い方であろうかと思っております。そういったスキルの高い方が、この事業の専門的な立場で担当者として従事していただくということは、非常にありがたいことであると思っております。今後、こちらの体制整備ということはトータル

で考えていかないかんとところでございますが、そういうことも含めまして、検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうにもお答えをいただきまして、非常にスキルの高い、やっぱり専門性の、をここに導入するという事は、非常に事業進捗なり、課にも活性化も与えていくし、大事なことはないかと思えますので、ぜひ決断といひますか、前向きな方法で対応していただきたいと思えます。

次に、6点目、開発許可基準の規制緩和に関する検証と今後の見直し等について、その考え方をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 昨年度は、県から開発許可等の権限移譲を受けてから2年間の開発許可基準の規制緩和に関しまして調査・検証を行い、集落拠点周辺エリアの人口動態を調査・分析した結果、集落拠点周辺エリアでの人口減少は続いているものの、地域コミュニティー機能の維持は一定図られつつあり、規制緩和は一定の効果があったと考えておりますが、2年間という短期間における限定的な検証結果であったことから、本年度におきましても、引き続き人口動態等の調査・分析をして検証を行っているところでございます。この検証結果の積み重ねが、今後の規制緩和策につながっていくと考えておりますので、今後におきましても、継続して人口動態調査や本市が抱えている既存集落等の課題の原因等を検証するとともに、集落の課題の解決が図られるならば、どのような規制緩和策が効果的であるのかを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 都市整備課長のほうからお答えをいただきました。市政報告でも、本年3月末の人口は4万6,719人で、前年同時期でも248人の減少ということになっております。自然増減では225名の減少、社会増減でも23人の減少というのが、今の南国市の実情であろうかと思えます。規制緩和後の平成31年、令和2年は、社会増減では増加に、たしか転じていました。今年も減少幅はごく小さいとは言えますけれども、今後、様々な事業に取り組んでいくわけですし、交流人口の増加はもちろん、定住人口の増加に向けての施策が求められます。規制緩和から3年、都市整備課では、先ほど答弁にもありましたように、あらゆるデータを基に、人口の動態調査も行ってますし、その分析を基に規制緩和内でのエリアはどうなっているのかということで、人口も横ばい、ないし増加に転じているのも実情であります。第4次の総合計

画でも、適切な土地の利用促進にも踏み込んでいますし、定住や移住の促進についても明確化をしています。検証をさらに進め、そのことを生かして次につなげていくというふうに、先ほど課長答弁にもあったわけですが、地域振興を図るためには規制緩和をもっと早く、そしてもっと強く進めていくべきじゃないかと思えますけれども。午前中の答弁にも市長あったんだと思えますけれども、改めて規制緩和の方向、展望について、いま一度、市長の見解をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今、各地での人口減少につきましての課題を解決していくということにつきましては、やはり家を建てやすい環境の整備ということは、どこの地域でも求められているということであります。そういった市民の皆様の思いというものを多々聞くことがございまして、その思いをかなえていこうということは、当然、私自身思っております。その規制緩和というものについても、今後も交渉を重ねて、何とか実現をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長の方向性と決意といいますか、そういったのを少し述べていただきました。

次に、企業立地等についての質問でございます。本市の産業振興についてであります。

開発面積16.1ヘクタールで平成26年度から事業着手をしておりました日章工業団地は、正式名称も、このたび南国日章産業団地と決定をし、年度内の分譲開始という方向で進んでおるようですけれども、整備の進捗状況やこれからのスケジュール等について、まずお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 南国日章産業団地の進捗状況としましては、南国バイパス交差点部分の工事につきましては残っておる状況ですが、本体宅地部分の工事については5月末で完了をしております。確定測量、登記を経て、先ほど質問の中でもありましたが、年度内の分譲開始を目指して準備を進めております。この後、企業の募集に関する内容も詳細を決定していくこととなります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 今後のスケジュールで、はっきり言って、団地化にはなったけれど、これからが本当の正念場というか、勝負ということの答弁だったと思えます。既に本体工事は

5月末に完了しているとのことでした。あとは分譲に向けた準備へこれから取りかかるということで、私も少し耳にしたというか、気になった点があるわけですが、開発区域内での水利の問題や、王子川は県管理だと思いますけれども、それに接する西側の部分で、橋とかいろんな部分が積み残し等があるようにもお伺いをしました。当初から地元との約束事であり、まず周辺対策事業には、当然誠意ある対応が求められますし、地元との関係がぎくしゃくしないように、事前の折衝や交渉、根回しというのはとても重要であるわけですので、これからしっかり地元の約束事を果たしていきながら、地域住民の不信感を招くことのないような、最後の仕上げはきっちりと、一日も早く進めていただいて、分譲体制に入ることを強く要望をしておきたいと思います。

次に、分譲に当たり、立地企業はどのような業種が想定をされているのか。

また、企業立地の見通し等についての点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 以前にも答弁をさせていただきましたとおり、日章産業団地への立地企業については、現在のところ、製造業及び関連の流通業を考えております。年度内の公募を目指しており、立地の見通しにつきましては、まだお答えできる状況ではありません。年度内の公募に向けて、県と協議を行いながら、分譲単価、募集の内容等を決定していくこととなりますが、早期に立地していただけるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

最後の質問になるわけですが、規制緩和後の様々な企業の進出、立地が進んでおりますけれども、市長もその方向で臨む決意を、今までもずっと示されておりますけれども、これからの企業団地開発に向けての計画や展望をお示しをいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 総合計画、総合戦略の目標である本市への定住・移住を促進するための取組として、雇用の場の創出は重要なものであり、そのための企業団地の整備については重要な取組であります。次の企業団地の整備については、現在具体的な計画という形であるわけではございませんが、日章産業団地事業が一定めどが立てば、次の事業について着手をしていくということになろうかと考えております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 商工観光課長のほうから、簡潔にというか、答弁をいただいたわけで

すけれども、日章産業団地の整備が一定進んできて、一段落したら検討に入りたいという旨の答弁であったというふうに思いますけれども。少し話は変わるわけですが、都築紡績の跡地利用については、私も当時、議会で何回か質問をして、取り上げてみました。南国市が工場用地を含め好条件を提示をして、初めての誘致企業であったのではなかろうかと思えますけれども、今日の経済状況の中で、工場閉鎖を余儀なくされました。閉鎖後、都築紡績本社の名古屋のほうにも、南国市も県も何度となく出向きながら、テーブルづくり、交渉に当たって、様々な努力をしてきたことも事実でしたけれども、やはり再開発には、土地代の問題もあるわけですが、用途の問題も当然あったかと思えます。様々な条件のクリアなど、とてもハードルが高かったという状況もあって、打開ができなくて、実らない実情で今日を迎えているというのが現状であります。今さらという、非常に困難性も大きい案件ではあろうかと思いません。

また、角度は少し変わるんですけれども、私の住む北部のエリアで、道の駅風良里から久礼田方面に上がってきて、北部消防出張所の北側を通りながら、久礼田小学校前に通じる県道のバイパス工事というのが、かつて計画もされていまして。今、この計画はなくなってるわけですが、久礼田分のエリアでも、県有地として、今、4,000平米以上はあると思うわけですが、帯状ですので、これを工夫をすれば、活用の価値、一考する価値もあろうかというふうにも考えるわけがございます。団地開発については、今後検討していきたいということでしたけれども、適地探し、適地調査、あるいは県と市を連携をしながら、あるいは広域で計画や立案に向けても取り組んでいくことは大事ではなかろうかと思えます。現在の商工観光課の企業誘致係は3名体制だと思うんですけれども、より専門性を高めていくには、増員も含め、あるいは踏み込んだ取組が問われるのではないのでしょうかね。企業団地開発の展望も見据えて、いま一度、市長の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在、企業団地の状況といたしますのも、もちろん日章の企業団地16ヘクタールがもうすぐできようとしておりまして、また次なる団地を考えたいということがございます。ですので、早く適地調査をやるということが必要であるというように思います。今西議員が先ほどおっしゃっておられました土地も、その候補地の一つであろうと思っておりますが、そこらあたりの情報というものを整理して、どこを次の適地とするのか、また調査に早い段階で入りたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長をはじめ担当課長には、それぞれ御丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。5番目でちょっときつい思い、時間もちょうど5時で、5時を過ぎたら会議延長をせないかんわけですけど、ちょうど5時だと思います。

これで私の一問一答による一般質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明16日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時 延会